平成 19 年度実施
大学機関別認証評価
評　価　報　告　書

宮崎大学

平成 20 年３月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目　次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について　・・・・・・・・・　1

Ⅰ　認証評価結果　・・　5

Ⅱ　基準ごとの評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　基準１　大学の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　基準２　教育研究組織（実施体制）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　基準３　教員及び教育支援者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　基準４　学生の受入　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
　基準５　教育内容及び方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
　基準６　教育の成果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
　基準７　学生支援等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31
　基準８　施設・設備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　36
　基準９　教育の質の向上及び改善のためのシステム　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　38
　基準10　財務　・・　42
　基準11　管理運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　44

＜参　考＞　・・　49
　ⅰ　現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）　・・・・・・・・・・・・・　51
　ⅱ　目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　52
　ⅲ　自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）　・・・・・・・・・・・・　54

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

１　評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

（１）大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
（２）評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
（３）大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

２　評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

19年７月	書面調査の実施 財務専門部会（注１）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
８月～９月	評価部会（注２）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注３）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～20年１月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成） 評価委員会（注４）の開催（評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）として対象大学に通知〕）
３月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注１）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会
（注２）評価部会・・・・・大学機関別認証評価委員会評価部会
（注３）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会
（注４）評価委員会・・・・大学機関別認証評価委員会

３　大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成 20 年３月現在）

（１）大学機関別認証評価委員会

赤　岩　英　夫	国立大学協会専務理事
鮎　川　恭　三	前愛媛大学長
池　端　雪　浦	前東京外国語大学長
内　永　ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社技術顧問
岡　本　靖　正	前東京学芸大学長
荻　上　紘　一	大学評価・学位授与機構教授
梶　谷　　誠	信州大学監事
北　原　保　雄	日本学生支援機構理事長
木　村　靖　二	大学評価・学位授与機構評価研究部長
○小　出　忠　孝	愛知学院大学長
河　野　伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
児　玉　隆　夫	学校法人帝塚山学院学院長
後　藤　祥　子	日本女子大学長
小　間　　篤	科学技術振興機構研究主監
齋　藤　八重子	前東京都立九段高等学校長
曽　我　直　弘	滋賀県立大学長
舘　　昭	桜美林大学教授
楢　崎　憲　二	読売新聞西部本社編集局長
ﾊﾝｽ ﾕｰｹﾞﾝ･ﾏﾙｸｽ	南山大学長
平　野　眞　一	名古屋大学総長
福　田　康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
前　原　澄　子	京都橘大学看護学部長
森　　正　夫	公立大学協会相談役
森　本　尚　武	前信州大学長
山　内　一　郎	学校法人関西学院理事長
山　内　芳　文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉　川　弘　之	産業技術総合研究所理事長

※　◎は委員長、○は副委員長

（2）大学機関別認証評価委員会運営小委員会

	赤　岩　英　夫	国立大学協会専務理事、前群馬大学長
	鮎　川　恭　三	前愛媛大学長
	岡　本　靖　正	前東京学芸大学長
◎	荻　上　紘　一	大学評価・学位授与機構教授
	梶　谷　　誠	信州大学監事、前電気通信大学長
	児　玉　隆　夫	学校法人帝塚山学院学院長、前大阪市立大学長
	後　藤　祥　子	学校法人日本女子大学理事長、日本女子大学長
	小　間　　篤	科学技術振興機構研究主監、東京大学名誉教授
	福　田　康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長、千葉大学名誉教授
	森　　正　夫	公立大学協会相談役、前愛知県立大学長
	森　本　尚　武	前信州大学長
	山　内　芳　文	大学評価・学位授与機構教授

※　◎は主査

（3）大学機関別認証評価委員会評価部会

（第４部会）

○	天　岸　祥　光	前静岡大学長
	荻　上　紘　一	大学評価・学位授与機構教授
○	児　嶋　眞　平	前福井大学長
	木　南　英　紀	順天堂大学大学院医学研究科長
○	近　藤　浩　二	元香川大学長
	犀　川　哲　典	大分大学教授
	坂　本　恒　夫	明治大学教授
	髙　田　康　成	東京大学教授
	對　馬　達　雄	秋田大学教授
	津　田　俊　信	埼玉大学名誉教授
	土　屋　　俊	千葉大学副理事・教授
○	永　田　行　博	前鹿児島大学長
	中　西　久　枝	名古屋大学教授
	松　野　隆　一	石川県立大学教授
◎	森　本　尚　武	前信州大学長
	山　内　芳　文	大学評価・学位授与機構教授

※　◎は部会長、○は副部会長

（4）大学機関別認証評価委員会財務専門部会

	赤　岩　英　夫	国立大学協会専務理事、前群馬大学長
○	清　水　秀　雄	公認会計士、税理士
	山　内　一　郎	学校法人関西学院理事長
◎	和　田　義　博	公認会計士、税理士

※　◎は部会長、○は副部会長

4　本評価報告書の内容

（1）「Ⅰ　認証評価結果」

「Ⅰ　認証評価結果」では、「Ⅱ　基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

（2）「Ⅱ　基準ごとの評価」

「Ⅱ　基準ごとの評価」では、基準1から基準 11 において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

（3）「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「ⅰ　現況及び特徴」、「ⅱ目的」、「ⅲ　自己評価の概要」を転載しています。

5　本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成19年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト（http://www.niad.ac.jp/）への掲載等により、広く社会に公表します。

Ⅰ　認証評価結果

宮崎大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

○　フロンティア科学実験総合センターは、先端的な生命科学研究を担う「生命科学研究部門」と学内の教育・研究全般の実験支援を担う「実験支援部門」の２つの部門で構成された研究・教育を一体的に行うユニークな組織である。

○　教育文化学部では、平成19年度個別学力検査前期日程を横浜試験場でも実施し、受験者増に努めている。

○　文部科学省21世紀ＣＯＥプログラム（プログラム名：生理活性ペプチドと生体システムの制御）を活用し、農学・医学分野の大学院生が共同研究を行うなどの生命科学分野における有機的な連携が行われている。

○　平成17年度に文部科学省教員養成ＧＰに採択された「教師教育支援モデルの構築と展開－地域との連携による「教員養成と研修支援」の協働・共育プロジェクトー」を活用し、学生がプログラムに参加することによる、教育現場でのフィールド型の演習が行われている。

○　平成18年度に文部科学省医療人ＧＰに採択された「産婦人科医小児科医が連携した医師養成ＰＧ－社会的ニーズに応える産婦人科医・小児科医の増加を目指すプログラムの構築－」では、大学の指導医と地域医療機関の指導医が同じ教育目標と一定の医療レベルを維持できるようにプログラムを推進している。

○　平成17年度に文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択された「自然エネルギー変換技術研究者の養成」では、研究者の教育に工夫がなされている。

○　平成18年度に文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択された「臨床研究と展開医療を融合する教育拠点（発見から臨床展開まで実体験できる研究者育成プロジェクト）」では、幅広い臨床研究を大学院教育の中で組織的に学習できるプログラムの導入などが推進されている。

○　「とっても元気！宮大チャレンジ・プログラム」を実施し、教育・研究、ボランティア、課外活動、地域交流、国際交流等に関する学生の企画を支援している。

○　附属図書館の閲覧室や無線ＬＡＮなど学習環境の整備が進んでいる。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

○　共通教育組織の整備、教育内容のさらなる充実が必要である。

○　農学工学総合研究科の総合・融合領域の教育研究体制の構築が急がれる。

○　大学院の一部の研究科、専攻及び別科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

○　研究者データベースの整備が遅れている。

Ⅱ　基準ごとの評価

基準１　大学の目的
１－１　大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。 １－２　目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準１を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

１－１－①　目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学の目的及び使命は宮崎大学基本規則第２条に、「人類の英知の結晶としての学術・文化に関する知的遺産を継承・発展させ、豊かな人間性と創造的な課題解決能力を備えた人材の育成を目的とし、学術・文化の基軸として、地域社会及び国際社会の発展と人類の福祉の向上に資することを使命とする。」と定められている。

その具体化として、当該大学の中期目標の前文に「大学の基本的な目標」を「人類の英知の結晶としての学術・文化・技術に関する知的遺産の継承と発展、深奥な学理の探求を目指す。また、変動する多様な時代並びに社会の要請に応え得る人材の育成を使命とする。更に、地域社会の学術・文化の発展と住民の福利に貢献する。特に、人類の福祉と繁栄に資する学際的な生命科学を創造するとともに、生命を育んできた地球環境の保全のための科学を志向する。」と明記し、目的達成を第１期中期計画の大きな柱にすえている。

教育に関しては、中期計画を踏まえて「宮崎大学の教育の目標」（人間性の教育、社会性・国際性の教育、専門性の教育）を制定し、大学の目的をより具体的に示すために、それぞれの学部は、学部の理念や目標を設定し、公表している。

これらのことから、大学の目的・目標が明確に定められていると判断する。

１－１－②　目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的及び使命を「人類の英知の結晶としての学術・文化に関する知的遺産を継承・発展させ、豊かな人間性と創造的な課題解決能力を備えた人材の育成を目的とし、学術・文化の基軸として、地域社会及び国際社会の発展と人類の福祉の向上に資することを使命とする。」としており、学校教育法第 52 条に定める「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」に対応していることから、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

１－１－③　大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

宮崎大学学務規則第 60 条において、大学院に置く修士並びに博士課程の「課程等の目的」として「本

学大学院に置く修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。」、「 医学系研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と定めている。さらに、各研究科はこれらを踏まえたそれぞれの目的を研究科規程に定めている。

これらはいずれも学校教育法第 65 条の趣旨に沿っており、大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

１－２－①　目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的及び使命を具体化した「大学の基本的な目標」及び各学部・研究科ごとの目的・目標をそれぞれ大学ウェブサイトに掲載し、全教職員及び学生に周知している。

さらに、学生に対しては、大学の「目的及び使命」、「大学院課程の目的」及び「教育の目標」を記載したキャンパスガイドを入学時に配布し、新入生オリエンテーションや学年ごとのガイダンスで説明している。

また、教職員に対しては、キャンパスガイドに加え「大学の理念・目標」を掲載した宮崎大学概要『情熱発見』を配布し、当該大学の目的及び使命の周知を図っている。さらに、新任の教職員に対しては、初任者研修会で、学長や副学長が当該大学の目的や使命を直接伝達することにより、周知徹底している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

１－２－②　目的が、社会に広く公表されているか。

大学の目的や目標、各学部・各研究科の目的や目標を大学ウェブサイトに掲載し、社会に対して広く公表している。また、宮崎大学概要『情熱発見』を全国の高等学校、九州地区の高等専門学校、各国立大学、県内の大学等に配布するとともに、各学部及び研究科の目的等を記載した学部・大学院案内を高等学校などに配布している。

オープンキャンパスや進学説明会、高等教育コンソーシアム宮崎が主催する合同進学説明会、年に多数回開かれる企業主催の学外での進学説明会、さらに、出前講義や高大連携事業の際にも参加者にこれらの資料を配布し、大学の目的・目標、教育内容などの周知を図っている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準１を満たしている。」と判断する。

（注）

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号、施行日：平成 19 年 12 月 26 日）」施行に伴い、学校教育法第 52 条は第 83 条に、同法第 65 条は第 99 条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準２　教育研究組織（実施体制）
２－１　大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。 ２－２　教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準２を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

２－１－①　学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学士課程における教育研究の目的を達成するために、教育文化学部、医学部、工学部及び農学部の４学部が設置されている。

学部及びその学科・課程の構成は、次のとおりとなっている。

- 教育文化学部：学校教育課程、地域文化課程、生活文化課程、社会システム課程
- 医学部：医学科、看護学科
- 工学部：材料物理工学科、物質環境化学科、電気電子工学科、土木環境工学科、機械システム工学科、情報システム工学科
- 農学部：食料生産科学科、生物環境科学科、地域農業システム学科、応用生物科学科、獣医学科

各学部の理念・目的は、当該大学の「目的及び使命」で示した３つの点（学術・文化への貢献、人材育成への貢献、社会発展への貢献）を具現化したものであり、また、各学科・課程の理念・目的は、各学部の理念・目的を具現化したものである。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

２－１－②　教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育は共通教育に位置付け、共通教育を担当する各学部教員で構成する共通教育部を設置し、共通教育（教養教育）を実施している。実施・運営に当たっては、分野別部会等の各組織において定期的に会議を開催・審議し、共通教育を実行に移している。共通教育は全学出動が前提となっており、全教員が担当可能授業科目を分野別部会に登録することとしている。このような態勢を得て、共通教育部は大学教育委員会の下で、理念に沿った共通教育の質、及び人材の確保に努めているが、共通教育組織の整備、教育内容のさらなる充実が必要である。なお、教養教育の開講日を絞り、できるだけ医学部学生は清武キャンパスで、その他の学部学生は木花キャンパスで別個に受講できるよう配慮している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されつつあり、機能していると判断する。

２－１－③　研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院修士課程に４研究科（教育学研究科、医学系研究科、工学研究科、農学研究科）が設置されている。また、地域医療の充実を目指して医学系研究科博士課程が、地域の特質を考慮して農学工学総合研究

科博士後期課程がそれぞれ設置されている。

研究科及びその専攻の構成は、次のとおりとなっている。

〔修士課程〕

- 教育学研究科：学校教育専攻、教科教育専攻
- 医学系研究科：医科学専攻、看護学専攻
- 工学研究科：応用物理学専攻、物質環境化学専攻、電気電子工学専攻、土木環境工学専攻、機械システム工学専攻、情報システム工学専攻
- 農学研究科：生物生産科学専攻、地域資源管理科学専攻、森林草地環境科学専攻、水産科学専攻、応用生物科学専攻

〔博士後期課程〕

- 農学工学総合研究科：資源環境科学専攻、生物機能応用科学専攻、物質・情報工学専攻

〔博士課程〕

- 医学系研究科：細胞・器官系専攻、生体制御系専攻、生体防衛機構系専攻、環境生態系専攻

各研究科、専攻、専修ごとの目的を明らかにし、それぞれの学生定員を適切に定めている。なお、平成19年４月に設置された農学工学総合研究科については、総合・融合領域としての教育研究体制の構築が急がれる。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

２－１－④　別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

「畜産関係機関の技術者として、また地域農業の担い手として活躍できる人材の育成」を目的とし、畜産別科を設置している。専任教員２人、協力教員16人、技術職員８人、事務職員２人を配置し、目的に即した実践的な教育を行っている。修業年限は１年で、農学部に附属する住吉フィールドに周年宿泊して実習を行い、住吉フィールドと木花キャンパスの両方で開講している。

また、入学者の状況を見ると、入学定員を大幅に下回ってはいるが、修了生は宮崎県をはじめ九州各県において期待される畜産技術者あるいは農業指導者として地域社会に貢献していることから、別科の構成が所期の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

２－１－⑤　全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的な施設・センターとして、附属図書館と５つの学内共同教育研究施設（産学連携センター、教育研究・地域連携センター、フロンティア科学実験総合センター、総合情報処理センター、国際連携センター）及び安全衛生保健センターを設置している。

これらのセンター等は、大学の目的及び使命である「学術・文化への貢献」、「人材育成への貢献」及び「社会発展への貢献」について各々が独自の役割を果たしている。また、総合情報処理センター及び安全衛生保健センターは、教育研究の基盤を支える活動を担っている。

なお、教育研究・地域連携センターは、近年の高等教育が多様化している事情を考慮し、教育の質の一層の向上と地域連携の強化のために、生涯学習教育研究センターと大学教育研究企画センターを統合して平成19年度に設置したもので、教育環境、学生へのサービス、地域社会との連携などの促進を役割として

いる。

また、フロンティア科学実験総合センターは、先端的な生命科学研究を担う「生命科学研究部門」と学内の教育・研究全般の実験支援を担う「実験支援部門」の２つの部門があり、研究と教育支援を一体的に行うというユニークな発想の下に設置され、「個性輝く宮崎大学」の一端を担うものである。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

２－２－①　教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育研究活動に係る重要事項を審議するため、大学全体では国立大学法人法で規定する教育研究評議会、学部では学校教育法で規定する教授会を設置している。

各学部は毎月定例教授会を開催し、教育課程の編成、学生の入学、卒業又は課程の修了、学位の授与、その他各学部の教育研究に関する事項などについて審議している。また、教育研究評議会、全学委員会、各学部の委員会の活動なども教授会において報告されている。これらの審議内容や報告内容は、議事録に記録し保管するとともに、学内向けウェブサイトに公開している。大学院研究科においては、宮崎大学基本規則第 49 条に基づき、研究科委員会を置いている。研究科委員会は、教育研究に関する事項について審議し、審議内容、報告内容も、学部教授会と同様に記録し、保管している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っていると判断する。

２－２－②　教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学に共通する教育課程や教育方法等に関わる事項は大学教育委員会で検討している。委員会は副学長（教育・学生担当）を委員長とし、共通教育部副部長を含む 19 人の委員で構成され、教育の運営・改善等について毎月開催し、検討を行っている。大学教育委員会の中に、学務専門委員会、教育点検評価専門委員会及びＦＤ専門委員会の３つの専門委員会を置き、共通教育教務委員会及び各学部教務委員会等が連携を図り、当該大学の教育課程や教育方法等を検討する構成となっている。

各学部及び各研究科では、教務担当副学部長を委員長とする教務委員会及び研究科教務委員会を毎月１回以上開催し、教育課程や教育方法等を検討している。審議された内容は教務委員会議事録として保管されている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準２を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○　フロンティア科学実験総合センターは、先端的な生命科学研究を担う「生命科学研究部門」と学内の教育・研究全般の実験支援を担う「実験支援部門」の２つの部門で構成された研究・教育を一体的に行うユニークな組織である。

【改善を要する点】

○　共通教育組織の整備、教育内容のさらなる充実が必要である。

○　農学工学総合研究科の総合・融合領域の教育研究体制の構築が急がれる。

基準３　教員及び教育支援者
３－１　教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。 ３－２　教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。 ３－３　教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。 ３－４　教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準３を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

３－１－①　教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

大学設置基準に基づき、教育文化学部13修士講座、医学部２学科（４修士講座・11博士講座)、工学部６学科（16修士講座)、農学部５学科（11学科目・９修士講座)、農学工学総合研究科７博士講座となっており、これら講座等に所属する各教員は、大講座制等による教育組織に編制されている。

また、大学設置基準の改正に伴う講座・学科目制の見直しを行い、現状を維持していくことを確認し、さらに、学校教育法の改正に伴う新職階制を導入した。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

３－１－②　教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

学士課程と大学院課程の教育目標を達成するために必要な教員の採用にあたっては、研究に対する適性だけでなく、教育に対する適性も重視して選考している。総体として学部・大学院の教育が行えるよう、大学院の学生の指導又は授業を担当できる教員を採用している。また、専任教員をもって開講できない科目については非常勤講師を採用し、教育課程を遂行するために必要な教員を確保している。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

３－１－③　学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- 教育文化学部：106人（うち教授53人）
- 医学部：165人（うち教授38人）
- 工学部：100人（うち教授41人）
- 農学部：106人（うち教授49人）

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

３－１－④　大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりとなっている。

〔修士課程〕

- 教育学研究科：研究指導教員 56 人（うち教授 53 人）、研究指導補助教員 45 人
- 医学系研究科：研究指導教員 33 人（うち教授 33 人）、研究指導補助教員 26 人
- 工学研究科：研究指導教員 87 人（うち教授 41 人）、研究指導補助教員 13 人
- 農学研究科：研究指導教員 92 人（うち教授 43 人）、研究指導補助教員０人

〔博士後期課程〕

- 農学工学総合研究科：研究指導教員 101 人（うち教授 63 人）、研究指導補助教員 19 人

〔博士課程〕

- 医学系研究科：研究指導教員 37 人（うち教授 37 人）、研究指導補助教員 46 人

教育学研究科教科教育専攻の各専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、教育学研究科教科教育専攻の美術教育専修及び技術教育専修において研究指導補助教員が１人、技術教育専修において研究指導教員（教授）が１人、必要とされる数を下回る状況が平成 19 年４月１日に発生したが、平成 20 年４月１日付けの充員を決定している。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

３－１－⑤　専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

３－１－⑥　大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教育目標に応じて、企業や他機関等での経験を有する者を含む幅広い層から原則公募制により採用人事を行っている。教員構成は平均 46.8 歳で、女性教員は全教員の約 13％であり、外国人教員は約１％となっている。

また、任期制については、医学部では、採用・昇任時から全員に適用している。他学部では、現在、限定的に導入を決定、又は検討を進めている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

３－２－①　教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準は、大学設置基準に基づく国立大学法人宮崎大学教員選考規程を基本に、各学部において定められている。これらの基準に基づき、審査委員会等が組織され、役員会と教育研究評議会、教授会の審議を経て決定される。また、昇格についても同規程に基づいて行われている。

指導能力の評価については、大学等での教育経験などに基づいて行われている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

３－２－②　教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

共通教育科目担当教員には、学生による授業評価アンケートを毎学期実施している。各科目のアンケートの集計結果は担当教員にフィードバックされるとともに、学生にも周知されている。アンケートの集約、分析は共通教育部自己点検・評価委員会が行い、これらの結果を授業改善の具体的な方策、恒常的な教育の質の向上等に活かしている。専門教育においても、学部ごとに学生による授業評価を基本に独自のＦＤ活動や評価方法を構築している。

教員の個人評価については、役員会で基本方針と実施細目を制定し、平成 18 年度から各学部で試行している。全学的試行に先立ち、工学部では、３年間（平成 15～17 年度）の教員の個人評価を平成 18 年度に実施し、面談を含め個人の活動状況の掌握に努め、一部教員に必要なアドバイスを行っている。教育文化学部でも平成 17 年度から教員個人による教育活動を含む自己点検・評価を組織的に実施している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

３－３－①　教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

当該大学の自己評価書に提示された詳細な資料から各教員は教育活動と関連する研究活動を行っていると判断できる。また、教員の教育活動と関連する研究成果の１人当たりの公表業績数は平均年 1.1 編～3.7 編であり、教育内容等の充実化を図っている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

３－４－①　大学において編成された教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、ＴＡ等の教育補助者の活用が図られているか。

事務職員は、学務部教務課を中心に全学及び各学部で教育課程の支援に当たっている。技術職員は、各学部学科等に配置され、工学部、農学部では技術部を組織している。工学部技術部は、学部に留まらず全学的な依頼業務も引き受け、全学の教育研究への貢献を行っている。

また、ＴＡは平成 15～18 年度の４年間で延べ 1,266 人が採用され、各学部に配置され、実験、実習等の教育補助を行っている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員の教育支援者が適切に配置されており、ＴＡの教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準３を満たしている。」と判断する。

基準４　学生の受入
４－１　教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。 ４－２　入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。 ４－３　実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準４を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

４－１－①　教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

基本理念及び目的を定め、教育研究の特色を大学ウェブサイト、宮崎大学概要『情熱発見』、入学者選抜要項等に掲載している。この基本理念及び目的に基づいて、大学、学部、学科・課程及び大学院、専攻において求める学生像等を記載したアドミッション・ポリシーを定め、大学ウェブサイトなどで公開している。

アドミッション・ポリシーを掲載する印刷物を、主に高等学校、受験情報関係企業、予備校、学習塾、個人の志願者、学内各部局などに配布している。また、宮崎大学と高等学校との入試に関する連絡協議会、オープンキャンパス、県内高等教育機関の共同開催（高等教育コンソーシアム宮崎）による合同進学説明会、九州地区国立大学との連携による、東京、大阪、福岡での合同説明会、出前講義、高等学校訪問などの機会を通じて、常時、組織的にアドミッション・ポリシーの周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

４－２－①　入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程の入学者選抜では、一般選抜（前期・後期）、推薦入試、及び帰国子女、社会人、留学生、編入学生のための特別選抜など、多様な選抜により学生を受け入れている。多くの学科・課程において一般選抜では、大学入試センター試験と個別学力検査を採用し、選考基準としてアドミッション・ポリシーに沿って基礎学力及び語学力を重視した選考を行っている。また、必要に応じて、面接、小論文、実技検査を課している。一方、推薦入試の特別選抜では、高等学校からの推薦書と、表現力、興味、意欲など学力以外の適性も受入方針の選考基準において重視している。また、必要に応じて、面接、小論文を課している。

大学院課程の入学者選抜では、筆記試験、口述試験、書類審査などの選抜方法を組み合わせ、アドミッション・ポリシーに沿って専門知識、思考能力、創造性などを選考基準において重視し、総合的に判定している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

４－２－② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生、社会人、編入学の志願者に対し、各々の状況を考慮しながら、アドミッション・ポリシーに基づいて、多様な選抜（筆記試験、口述試験、小論文、面接など）を実施し、柔軟な選抜試験で対応している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

４－２－③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入学者選抜は、入学委員会規程に基づき、副学長（入試担当）を委員長とする入学委員会の下で、関連組織（学力部会及び庶務部会等で構成されているアドミッション専門委員会、入学者試験学部専門委員会、入試問題検討専門委員会）が役割を分担し実施している。試験結果に基づき、入学委員会が作成する判定資料を用い、各学部教授会が入学候補者を決定し、大学の責任の下に公表・通知を行っている。

研究科修士課程の入学者選抜は、研究科長の下で研究科教務委員会を中心に、入学委員会規程に準じて、専攻等の関連組織が役割を分担し実施している。試験結果に基づく判定資料を用い、各研究科委員会が入学候補者を決定し、公表・通知している。また、面接等は各専攻・専修又は領域ごとに行われている。

研究科博士課程及び博士後期課程の入学者選抜は、研究科委員会で定めた入学者選抜実施要項に基づいて実施している。入学試験については、筆記試験と口述試験があり、口述試験については、研究科委員会が指名した試験委員が実施し、報告書を提出している。報告書に基づいて、専攻会議の予備審査を経て、研究科委員会が入学候補者を決定し、大学の責任の下に公表・通知を行っている。なお、医学系研究科（博士課程）では、研究科長が指名する３人で面接を行い、その結果に基づき、研究科委員会が入学候補者を決定し、大学の責任の下に公表・通知を行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

４－２－④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学者選抜改善のための調査研究は、アドミッション専門委員会の審議に基づいて、大学教育研究企画センター（平成19年４月より「教育研究・地域連携センター」に改組）の入学・進路選択専門委員会が行い、報告書を作成している。調査研究の成果に基づくアドミッション専門委員会での議論を受けて、さらに、学部、研究科で独自に資料を収集の上、検討を行い選抜方法の改善を行っている。

例えば、学部卒業生の進路状況の調査と地域からの要請を検討し、その結果、医学部医学科特別選抜（地域枠推薦入学）が実現した。また、一般選抜後期個別試験で面接を実施してきた工学部材料物理工学科は、アドミッションワーキンググループの入学後の追跡調査に基づく検討結果を踏まえ、再び学力試験を実施するに至った。さらに、大学院の入学試験の成績と入学後の学業成績等を調査・検討し、教育学研究科では、合否判定における各試験科目に要求する学力水準の下限等を改めることを決定した。教育文化学部では、平成19年度個別学力検査前期日程を横浜試験場でも実施し、受験者増に努めた。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

４－３－①　実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 15～19 年度の５年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。(ただし、平成 17 年４月に改組された農学研究科については、平成 17～19 年度の３年分、また、平成 19 年４月に設置された農学工学総合研究科については、平成 19 年度の実施分。)

〔学士課程〕

- 教育文化学部：1.07 倍
- 医学部：1.00 倍
- 工学部：1.03 倍
- 農学部：1.07 倍

〔修士課程〕

- 教育学研究科：0.98 倍
- 医学系研究科：0.83 倍
- 工学研究科：1.22 倍
- 農学研究科：0.99 倍

〔博士後期課程〕

- 農学工学総合研究科：1.37 倍

〔博士課程〕

- 医学系研究科：0.85 倍

〔別科〕

- 畜産別科：0.15 倍

農学工学総合研究科（博士後期課程）については、入学定員超過率が高い。医学系研究科博士課程の一部の専攻については、著しく入学定員充足率が低い。また、畜産別科については、著しく入学定員充足率が低い。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は、大学院の一部の研究科、専攻及び別科を除いて、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準４を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○　県内高等教育機関の共同開催（高等教育コンソーシアム宮崎）による合同進学説明会なども活用し、大学のアドミッション・ポリシーの周知に努めている。また、県外でのアドミッション・ポリシーの公表・周知活動も積極的に行っている。

○　教育文化学部では、平成 19 年度個別学力検査前期日程を横浜試験場でも実施し、受験者増に努めている。

【改善を要する点】

○　大学院の一部の研究科、専攻及び別科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準５　教育内容及び方法

（学士課程）

５－１　教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

５－２　教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

５－３　成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

（大学院課程）

５－４　教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

５－５　教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

５－６　研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。

５－７　成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

（専門職大学院課程）

５－８　教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

５－９　教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。

５－10　教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

５－11　成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準５を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

＜学士課程＞

５－１－①　教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

教育課程を共通教育と専門教育により編成しているが、専門分野に親しみ理解を深めるため、初年次から専門科目を配置している。

共通教育では、豊かな人間性の涵養、主体的かつ総合的に考え、的確に判断・創造できる人材の育成を目標とした科目を置き、38 単位（看護学科は 28 単位）を卒業所要単位数と定め、専門教育では、各学部・学科・課程の教育目的に沿って専門の学術を修得するのに必要な専門基礎科目と専門科目を置き、卒業所要単位数を定めている。

教育文化学部学校教育課程は、教育職員免許法が求める専門科目を中心に、カリキュラムを体系的に編成している。医学部医学科・看護学科及び農学部獣医学科も、国家試験が求める専門技能の修得に必要な専門基礎科目と専門科目で体系的な教育課程を編成している。また、その多くが必修科目である。なお、看護学科では、法で規定された修得すべき専門科目が多いため、共通科目を 28 単位に設定している。工学部の各学科及び農学部応用生物科学科は、専門技術者の養成を目指しており、ＪＡＢＥＥ（日本技術者教育認定機構）にも対応した体系的なカリキュラムを編成している。

上記以外の教育文化学部の３課程及び農学部の３学科は、多様な人材育成に対応できる豊かな科目選択

性を基本とした体系的なカリキュラムを編成している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5－1－② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

共通教育の大学教育基礎科目では、大学人及び社会人として必要な知識や能力を育成するための日本語コミュニケーション、情報処理、外国語、保健体育などの内容、主題教養科目では、教養教育の理念・目的に沿った内容、選択教養科目では、学生の興味に応じて教養を深め広げる内容となっている。宮崎大学の教育の特色である「生命科学」及び「環境科学」は、それぞれ、「選択教養科目」群及び「現代の社会と倫理」群に配置されている。

専門教育の授業内容は、講義、実習、実験などの専門基礎科目及び専門科目を通して、それぞれの分野における専門的な知識と技術を習得するものになっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5－1－③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

授業の内容に、教員の直接の研究成果に限らず、研究過程で得られる考え方や世界における関連分野の最新情報等を含めて、それらの研究活動の成果を反映させるようにしている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5－1－④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

学生の多様なニーズに応えられるように、単位互換制度等に基づく国内外の他大学等の開設科目を認定した教育課程の編成を実施している。また、他学部・他学科の開設科目を認定する制度を設けている。入学後、他学部・他学科等に転学部、転学科及び転課程できるよう、学務規則に定めるとともに学部ごとに実施細則を定めている。

高等専門学校、短期大学、専門学校等の学生の進学意欲に応えて、３年次編入の制度を設け、学生募集を行っている。また、工学部では、推薦入学の学生に入学前学習指導や入学後の補充授業を実施し、農学部では、農業高等学校から進学した推薦入学の学生を対象に英語の補充授業を実施している。

インターンシップについては、平成18年度は、教育文化学部45人、工学部56人、農学部139人の実績がある。教育文化学部の学校教育課程を除く各課程では２単位、工学部の各学科では１単位、農学部の各学科では授業科目により１単位から２単位の認定を行っている。そのほかに、教育研究課題を地域の企業・官庁等より募集し、一部を卒業研究テーマとして採用している。

また、文部科学省地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム（医療人ＧＰ）については、平成18年度に「産婦人科医小児科医が連携した医師養成ＰＧ－社会的ニーズに応える産婦人科医・小児科医の増加を目指すプログラムの構築－」が採択されている。このプログラムでは、地域の医療機関や発達支援施設でも医学部学生や研修医が学べる環境を整え、大学の指導医と地域医療機関の指導医が同じ教育目標と一定の医療レベルを維持できるよう研修会や意見交換の場を設けている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

５－１－⑤　単位の実質化への配慮がなされているか。

履修登録については、平成 18 年度から各学部で上限を設定し、新入生オリエンテーションにおいて周知徹底を図っている（教育文化学部：およそ半期 25 単位、工学部：半期 22～25 単位、農学部：年間 50 単位)。なお、医学部医学科及び看護学科の授業科目はほとんどが必修科目であり、履修科目数は自ずと定まっている。ＧＰＡ（Grade Point Average）制度を用いての教育の質の向上については、工学部で試行中である。

また、全体の 50%以上の授業でレポート課題を出し、授業時間外の学習を行わせている。医学部医学科及び工学部情報システム工学科では、ミニテストを頻繁に実施し、工学部物質環境化学科、電気電子工学科及び情報システム工学科では、中間テストを積極的に実施している。全体の約 30%の授業で、様々な形の授業時間外学習を指示している。工学部の卒業研究については、学習時間を確認するため、週報等学習記録を提出させ、学習指導を実施している。

さらに、自学自習の環境を確保するために、学部ごとに自習室を用意し、学生の自主的学習活動に供している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

５－１－⑥　夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

５－２－①　教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、ＴＡの活用等が考えられる。)

講義科目のほかに、演習や実験・実習を配置し、教育文化学部、医学部及び工学部材料物理工学科では、必要に応じて講義と演習、教育文化学部及び医学部では、必要に応じて講義と実習の組合せにより授業を実施している。教育文化学部では演習を、また、医学部や農学部では実験・実習を多く取り入れている。

授業における学習指導法の工夫として、「少人数、対話・討論、フィールド型、メディア活用、ＴＡ活用」を取り入れている。

教育文化学部では、演習・実習を中心にメディアを活用し、対話討論を重視する授業の割合が多く、少人数教育も多数取り入れている。また、平成 17 年度に文部科学省大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成ＧＰ）に採択された「教師教育支援モデルの構築と展開－地域との連携による「教員養成と研修支援」の協働・共育プロジェクトー」を活用し、学生がプログラムに参加することによる、教育現場でのフィールド型の演習が行われている。

医学部では、演習・実習を多く取り入れ、メディアの活用、対話・討論形式の導入、少人数教育やＴＡの活用を行っている。

工学部では、演習及び実験・実習にＴＡを活用するとともに、少人数教育やメディア活用を行っている。また、文部科学省特別教育研究経費「国際的に通用する実践型高度専門技術者を育成する教育プログラム」

（「実践型専門技術者を育成する学部教育の充実」及び「農工連携等による先端的・融合的教育分野の充実」の総称）の一環として、基礎学力を充実させるための能力別講義を含む少人数プロジェクトを実施している。

農学部では、実学を通して学生の学習への動機付けを深めるため、フィールド活用を行っている。また、平成17～19年度特別教育研究経費「人獣共通感染症教育モデル・カリキュラムの開発」を活用し、獣医師を目指す学生の育成に役立てている。

実践的な課題を求めて、地域の企業や官公庁から募集した研究課題を卒業研究のテーマとすることも行われ、地域との連携を図っている。平成19年度の採択数は、教育文化学部４件、工学部７件、農学部４件となっている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

５－２－② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、教育課程の編成の趣旨に沿って記載するよう定め、それぞれの学部において作成要領（授業計画、到達目標、成績評価基準、成績評価方法など）を定めている。なお、シラバスは学生が学内で閲覧できるよう大学ウェブサイト上で公開している。教員への調査（授業での活用）から見たシラバスの授業における活用状況は、全体として約60%であり、今後一層の活用の促進が求められる。一方、学生の授業評価での「授業はシラバスに沿って行われたか」の問いに対し、約40%の学生が評価を与えている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、おおむね活用されていると判断する。

５－２－③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

附属図書館や講義棟に自習のためのスペースを確保し、総合情報処理センターや各学部に学生が利用できるパソコンを整備している。

また、基礎学力不足の学生への配慮を組織的に行っている。例えば、医学部では、生物未履修者等を対象として授業科目「生物学入門MN」が設けられ、工学部では、数学、物理の科目で、推薦入学者を対象として前指導や希望者を対象として補講が行われ、農学部では、実業高等学校等の出身者を対象として英語の補講などが行われている。

このほかに、工学部では、文部科学省特別教育研究経費「国際的に通用する実践型高度専門技術者を育成する教育プログラム」における基礎学力を充実するための能力別講義を含む少人数プロジェクトで、少人数教育を平成17年度に11科目、平成18年度に14科目開講している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

５－２－④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

５－３－①　教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、宮崎大学学務規則に基づき、履修内規等において定め、シラバスに記載している。成績評価又は試験を受けるための出席要件は、すべての授業科目で75%以上（医学部では３分の２以上）となっている。成績評価については、キャンパスガイド、大学ウェブサイト、オリエンテーション資料等を通して学生に周知するとともに、学期の最初の授業において説明を行っている。成績は、平常の授業への取組状況、レポート、中間テスト、最終試験等の組合せにより評価している。それぞれの授業によって評価の方法が異なるため、成績評価方法は授業のシラバスで明記し、大学ウェブサイト上で学生に周知するとともに、学期の最初の授業において説明している。

卒業認定基準は、宮崎大学学務規則に基づき、学科・課程或いは履修コースごとに定め、卒業に必要な単位数をキャンパスガイドに記載し、学生に周知し、オリエンテーションを通して説明している。なお、医学部医学科では、このほかに卒業認定試験を行っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

５－３－②　成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準並びにシラバスに明記された成績評価方法に従って、成績評価、単位認定を行い、また、卒業認定基準に従って卒業認定を行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

５－３－③　成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するため、学生が成績に関する申立てを行えることを定め、キャンパスガイドに明記している。成績評価について、過去に教員と学生の認識に違いが生じた事例を踏まえ、共通教育部では、共通教育担当教員にシラバスにできるだけ客観的な成績評価方法を明記するよう要請しており、学生が納得する成績評価へと改善を進めている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

＜大学院課程＞

５－４－①　教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

修士課程は、「高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力」の養成を目的の基本に据え、各専攻の目的と教育課程の体系化を図っている。

教育学研究科については、共通科目「現代の教育問題」を基礎に、学校教育専攻では「学校教育に関する科目」及び「教科教育に関する科目」を、教科教育専攻では「教科教育に関する科目」及び「教科内容に関する科目」を体系的に履修した上で自由選択科目を履修して課題研究に取り組んでいる。

医学系研究科については、医学科専攻では、１年次前期に必修の講義科目を置き、生物系以外の学部出身者には特に「基礎生体科学」を履修させ、これらの基礎の上に「臨床医学概論」、「医科学演習」及び「医科学実験・実習」などを履修させている。看護学専攻では、「基盤看護学」、「実践看護学」の２教育研究分野があり、前者には「システム看護学」及び「地域生活看護学」領域が、後者には「ストレス対処看護学」及び「母子健康看護学」領域が設けられている。それぞれに特論、演習、特別研究の計16科目と、共通科

目として医科学専攻の授業科目８科目を含む14科目が開講されている。

工学研究科については、基礎的素養の涵養、高度専門知識の獲得、総合的な判断力の育成を目指し、組織的・体系的に、国際的に通用する人間性豊かな工学専門技術者・研究者の養成が行われている。専攻ごとに履修目標を設け、学生に履修モデルを示し専攻の教育方針を明確にして教育を実践している。

農学研究科については、幅広い知識を「農学共通セミナー」（１年次前期）で習得し、その上で専攻ごとに高度な専門的知識を多くの特論の講義で習得するとともに、特別研究に１年次から取り組み、高度で先端的な科学技術を修得することを目指している。

博士課程及び博士後期課程は、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識」の養成を基本目的とし、各専攻の目的と教育課程の体系化を図っている。

医学系研究科（博士課程）については、全授業科目のうち、全学共通科目４単位、自専攻共通科目 10単位及び所属部門の選択必修科目８単位を含む30単位以上を修得することになっている。

農学工学総合研究科（博士後期課程）については、各専攻に教育コースを設け、基礎科目群、研究基盤科目群、特別研究からなる教育プログラムを設け、基礎科目群(３単位)、特別研究(５単位)を必修に指定し、研究基盤科目群から２科目(４単位)以上を選択履修することを修了(12単位以上)の要件としている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

５－４－②　授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

修士課程は、それぞれの専門分野で要求される先端的な課題を踏まえて、専攻分野における高度の専門性を養成する授業内容となっている。

例えば、教育学研究科学校教育専攻では、学校教育における課題、児童・生徒の心理、日本語に関する支援教育の趣旨に添って、専門的内容を教授している。

医学系研究科医科学専攻では、高度の演習や実験・実習の基礎として、生命倫理に関する基礎知識、人体の基本構造、医科学研究の基礎・方向性を理解することに主眼をおいている。

工学研究科応用物理学専攻では、量子物理、計測物理、材料物理などの応用物理学分野並びに応用数学分野の専門内容を展開している。

農学研究科応用生物科学専攻では、生物機能や食品に関する科学について専門的な内容を展開している。

博士課程の授業概要は、専門領域と関連する境界領域の講義により高度専門知識を豊かにするとともに、関連テーマのレビュー、研究活動の英語によるセミナー、学外の研究会での発表、学外施設での研究活動など、実践的な研究や研究発表等を通して、研究者としての素養を涵養できるよう図っている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

５－４－③　授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

各研究科の授業科目は、それぞれに関連する研究を遂行している教員により担当されている。担当教員は、大学院生の指導上の必要性から、教員の直接の研究成果のみに限らず、関連学問分野における最新情報をも取り入れながら、授業を構成している。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

５－４－④　単位の実質化への配慮がなされているか。

修士課程における単位の実質化については、レポートを課すことによって学習成果を上げようとする授業が多く、科目数の５割以上を占めている。達成度評価もレポートが多く、最終試験を実施する科目は、全体の２割以下となっている。また、多くの専攻等で自主学習の指示を行っており、特に医科学専攻ではほぼ全学生が他学部出身者であることから、自主学習を促す指示を行うことで、医学分野の知識を習得させている。

博士課程及び博士後期課程における単位の実質化については、例えば、農学工学総合研究科において、各講義の中から課題を２つ選択させ、講義で得られた知識や考え方についてレポートの提出を求めている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

５－４－⑤　夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

教育学研究科、医学系研究科、工学研究科で、社会人学生に対し、夜間、土曜日・日曜日、又は特定の時期に集中して授業を実施している。医学系研究科看護学専攻修士課程では６割近く、医学系研究科博士課程では５割近くが夜間履修生である。

また、学生の勤務状況等に配慮して、夜間、土曜日又は特定の時期に集中した開講、インターネットを活用した指導、時間調整した個別の実験・実習指導などを行っている。さらに、教育学研究科及び医学系研究科では、長期履修制度を導入し、勤務と両立できる履修に便宜を図っている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

５－５－①　教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

修士課程では、専門知識に係る授業を専攻により 20～24 単位修得させ、実験・実習を特別研究又は課題研究として６～10 単位履修させている。演習は、特別研究又は課題研究の一部として実施している。

修士課程各専攻の授業における、学習指導法の工夫の状況としては、対話・討論型授業が全体の６割となっている。これらの授業の多くが、マルチメディアを活用している。学校教育専攻や医科学専攻では、５割以上の授業が少人数で行われている。フィールドを活用した授業は、教育学研究科学校教育専攻では、小中学校等を活用して、農学研究科では、附属施設や生産現場を活用して実施している。

博士課程及び博士後期課程では、競争的資金を獲得し、特色ある若手人材育成が行われている。医学系研究科では、文部科学省 21 世紀ＣＯＥプログラム「生理活性ペプチドと生体システムの制御」（平成 14～18 年度）を活用し、農学・医学分野の大学院生が共同研究を行うなどの生命科学分野における有機的な連携が行われている。

また、文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブについては、平成 17 年度に「自然エネルギー変換技術研究者の養成」が、平成 18 年度に「臨床研究と展開医療を融合する教育拠点（発見から臨床展開まで実体験できる研究者育成プロジェクト）」が採択されている。

このうち、「自然エネルギー変換技術研究者の養成」については、自然共生エネルギーセンターの研究

プロジェクトへ学生を参加させ、研究グループの一員としての自覚を促すことにより、研究者教育に工夫がなされている。

さらに、「臨床研究と展開医療を融合する教育拠点（発見から臨床展開まで実体験できる研究者育成プロジェクト）」については、展開医療とヒトや集団を単位とした幅広い臨床研究を大学院教育の中で組織的に学習できるプログラムの導入、大学院時代から社会との連携を学習する場の提供、女性研究者支援プログラムの実質化などが行われている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

５－５－②　教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

修士課程のシラバスは９割以上の科目で整備され、それらのほとんどが必要事項（授業計画、到達目標、成績評価基準、成績評価方法など）を明記している。シラバスを活用している授業は、全体としては４割程度となっている。

博士課程及び博士後期課程のシラバスも、全研究科で作成し、大学ウェブサイト上で学内に公開している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、おおむね活用されていると判断する。

５－５－③　通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

５－６－①　教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

修士課程における研究指導は、特別研究の中で行われ、教育学研究科では課題研究、医学系研究科医科学専攻では実験・研究の名称で実施している。各研究科とも研究指導計画を立て、この計画に沿って指導を進め、研究がまとまった段階で、論文指導を行い、学位論文を完成させている。

博士課程及び博士後期課程における研究指導は、主指導教員と副指導教員の下で実施し、学生は主指導教員の指導の下で研究を進めるが、研究の方法や内容について自由に副指導教員の指導も受けることができるシステムになっている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

５－６－②　研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、ＴＡ・ＲＡ（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

研究指導については、医学系研究科、工学研究科及び農学工学総合研究科で、各学生に対して主指導教員と副指導教員の複数教員が当たっている。教育学研究科及び農学研究科では、複数教員体制は制度としては定められていない。

修士課程の研究テーマは、１年次の早い時期に決定し、２年次のはじめに論文テーマを決めることを基

本としている。工学研究科では、年度ごとに研究テーマを決めている。

修士課程の学生には主としてＴＡを、博士課程の学生には主としてＲＡに従事することを奨励している。ＴＡにより教育経験を、ＲＡにより幅広い実験等の経験を積ませ、実践力の育成に努めている。学生のＴＡ報告書から、ＴＡが学生の教育的機能訓練になっていることが認められる。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

５－６－③　学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

修士課程の学位論文に係る指導は、宮崎大学学務規則及び各研究科規程に基づき、研究指導に当たる教員が中心となって行っている。研究指導は、医学系研究科及び工学研究科では、複数の教員が当たり、指導教員の指導の下に修士論文がまとめられている。

博士課程の学位論文に係る指導は、主指導教員が副指導教員の協力を得て行っている。学生が研究成果をまとめ、学術誌への掲載を経て、学位論文としてまとめられるよう指導している。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

５－７－①　教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、宮崎大学学務規則の規定を踏まえて、各研究科規程において定めている。修了認定基準は、宮崎大学学務規則において基本的事項を定め、各研究科において具体的事項を定めている。

成績評価基準及び修了認定基準は、キャンパスガイド(工学研究科では履修案内)に掲載し、入学時のオリエンテーションにおいて説明を行っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

５－７－②　成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準並びにシラバスに明記された成績評価方法に従って、試験やレポート等を評価し、単位認定を行っている。また、修了認定基準に定める単位修得状況並びに学位論文及び最終試験の判定資料を研究科委員会に提出・審議し、修了認定を行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

５－７－③　学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文に係る審査は、宮崎大学学位規程に基づいて行われている。研究科長からの審査付託により、研究科委員会が審査委員会を設置し、修士課程においては公開の論文発表会を、博士課程においては公聴会を実施している。審査結果は審査報告書にまとめられ(博士課程においては専攻会議で予備審査を行い)、研究科委員会の審議を経て学位論文並びに最終試験の合否が決定される。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

５－７－④　成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価に関する申立てについて、それぞれの研究科規程に定めている。教育学研究科及び工学研究科では、それに伴う具体的対応について申し合わせを設けている。

例えば、教育学研究科の申し合わせには、成績評価に対して異議がある場合、担当教員に申立てができ、

その対処によっても解消されない場合などには、教務厚生係にて研究科教務長宛に申立てができると定められている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

＜専門職大学院課程＞

該当なし

以上の内容を総合し、「基準５を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○　基礎学力が不足している入学生に対し、入学前後に補充授業等を行い、基礎学力向上の教育指導を行っている。

○　文部科学省 21 世紀ＣＯＥプログラム（プログラム名：生理活性ペプチドと生体システムの制御）を活用し、農学・医学分野の大学院生が共同研究を行うなどの生命科学分野における有機的な連携が行われている。

○　平成 17 年度に文部科学省教員養成ＧＰに採択された「教師教育支援モデルの構築と展開－地域との連携による「教員養成と研修支援」の協働・共育プロジェクトー」を活用し、学生がプログラムに参加することによる、教育現場でのフィールド型の演習が行われている。

○　平成 18 年度に文部科学省医療人ＧＰに採択された「産婦人科医小児科医が連携した医師養成ＰＧ－社会的ニーズに応える産婦人科医・小児科医の増加を目指すプログラムの構築ー」では、大学の指導医と地域医療機関の指導医が同じ教育目標と一定の医療レベルを維持できるようにプログラムを推進している。

○　平成 17 年度に文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択された「自然エネルギー変換技術研究者の養成」では、研究者の教育に工夫がなされている。

○　平成 18 年度に文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択された「臨床研究と展開医療を融合する教育拠点（発見から臨床展開まで実体験できる研究者育成プロジェクト）」では、幅広い臨床研究を大学院教育の中で組織的に学習できるプログラムの導入などが推進されている。

基準６　教育の成果
６－１　教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準６を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

６－１－①　大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該大学の目的及び使命並びに大学院課程の目的に沿って、学士課程、大学院課程において、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等について、大学ウェブサイトや学部・研究科案内等で公表している。

共通教育部や各学部・研究科の教務委員会で単位修得、進級、卒業（修了）の状況を調査・把握し、教育目標の達成状況を検証・評価している。これらを効率的に実施するため、大学教育委員会で成績入力等のシステム構築を進めている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

６－１－②　各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程の共通教育科目及び専門科目の単位修得率は、それぞれ 95.4%以上及び 87.4%以上であり、80 点以上がそれぞれ 48.2%以上及び 38.6%以上となっている。大学院課程の単位修得率は 94.1%以上(80 点以上が 75.0%以上）となっている。

最近５年間の卒業（修了）状況は、博士課程及び博士後期課程は年度によりばらつきがあるが、そのほかはほぼ 80%以上で推移している。

各種国家試験の合格率については、平成 14～18 年度において医師国家試験が 84.5～93.1%（既卒者含む)、看護師国家試験が 96.6～100%（平成 16～18 年度、既卒者含む)、獣医師国家試験が 85.7～96.7%（既卒者含まない）となっている。また、その他の課程においても、専門性に応じた教職免許や技術資格を取得している。

平成 14～18 年度における大学院生の学会発表は活発であり、論文投稿数も比較的多い。修士課程では、それぞれ 201～461 件（1 人当たり 0.41～0.92 件)、161～227 件（1 人当たり 0.32～0.47 件)、また、博士課程では、それぞれ 283～439 件（1 人当たり 2.48～3.60 件)、134～233 件（1 人当たり 0.99～1.83 件）となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

６－１－③　授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学期ごとに共通教育及び専門教育について、学生による授業評価を実施している。

共通教育の授業評価アンケート結果では、達成目標の到達度（質問項目：私はこの科目の「達成目標」に到達した）及び満足度（質問項目：この授業は満足できるものだった）（各４点満点）が、平成18年度前期でそれぞれ平均3.1、3.3となっている。

学部の専門教育の授業評価アンケート結果では、教育文化学部は４点満点で満足度（質問項目：この授業は満足できるものだった）が 3.5、医学部看護学科は修得度（質問項目：今回の講義であなたの知識がふえたか）が78%、工学部は４点満点で満足度（質問項目：私はこの授業に関して全体的には満足できた）が平均3.1、農学部は理解度（質問項目：この講義全体の目標をよく理解できましたか）が平均91%となっている。

大学院課程についても、学習達成度等に関するアンケート調査を実施し学生からの意見を聴取している。例えば、教育学研究科では、「専門分野に関する技術を実際の場面で使える」などの質問項目について、肯定的回答は 48%、医学系研究科では、「講義であなたの知識が増えたか」の質問項目について、肯定的回答が76%となっている。

これらのことから、授業評価等、学生からの意見聴取の結果から見て、全体的には教育の成果や効果が上がり始めていると判断する。

６－１－④　教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

過去５年間において、教育文化学部では、学部全体の就職率は 78.9～89.8%で推移し、教員就職率は46.9～51.8%となっている。医学部医学科では、学科全体の就職率は85.4～95.3%で推移し、就職者の全員が専門関連分野に就職している。医学部看護学科では、学科全体の就職率（過去３年間）は、98.2～100%で推移し、専門関連分野への就職率は96.8～100%となっている。工学部では、学部全体の就職率は92.5～100%で推移し、専門関連分野への就職率は 76.0～82.5%となっている。また、大学院博士前期課程への進学率は37.5～44.7%となっている。農学部では、学部全体の就職率は87.4～97.7%で推移し、専門関連分野への就職率は56.6～72.7%となっている。また、大学院修士課程への進学率は23.2～33.8%となっている。

教育文化学部では、地方での教職採用数の減少という厳しい状況の中で一定水準を保っているが、さらに改善の努力が必要である。医学部では、医師国家試験の合格率が、平成14～17年度において、また、看護師国家試験の合格率が、平成16～18年度において全国平均を上回っており、宮崎県をはじめ、全国の医療・医育機関で多数の卒業生が活躍している。

大学院課程修了生はおおむね90%以上が就職している。教育学研究科では、教育・学習支援業に、医学系研究科では、医療・福祉業に、工学研究科及び農学研究科では、製造業に主に就職しており、専門関連分野への就職の割合が高い。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

６－１－⑤　卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教養教育については、統合後の卒業生がまだいないことから、旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学の卒業生へ、平成17年度に、アンケート調査を実施している。その結果、総合評価で「十分満足している」及び「満足している」の割合が旧宮崎大学で40%以上、旧宮崎医科大学で20%未満と評価が分かれている。また、

平成17年度に実施された旧宮崎大学卒業生の就職先関係者へのアンケート結果では､外国語などについて「まったく不十分である」の指摘があるが、総合評価では「十分である」及び「どちらかといえば良い」が60%以上となっている。

専門教育に関して、教育文化学部では、平成17年度に、宮崎市内の小・中学校の校長（小学校：７人、中学校：５人〔１人は副校長〕）へ教員になった卒業生の資質・能力に関するアンケート調査を実施し、12人中７人が、「教科等に関する専門的な資質・能力」について、「概ねよい」と回答している。医学部看護学科では、平成17年度に、卒業生にアンケートを実施し、「現在の仕事や自己の成長のために、看護学科での専門教育が役に立っている」について、全体として約 90%以上が、「非常に思う」又は「思う」と回答している。工学部土木環境工学科では、平成16年度卒業生アンケートにおいて、学問を修得できたと感じている学生が80%以上となっている。また、農学部では、平成17年度に、就職先へのアンケート調査を実施し、専門教育内容を「身につけている」と評価する雇用者が 66%であり、「身につけていない」と評価する５%を大きく上回っている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準６を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○　大学院生の学会発表が活発で、論文投稿数も比較的多い。

基準７　学生支援等

７－１　学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。

７－２　学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。

７－３　学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準７を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

７－１－①　授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生に対するオリエンテーションのガイダンスで、教育理念を説明し、授業の履修方法及び専門・専攻の選択方法について説明している。また、留学生、高等専門学校等からの編入生に対しても実施している。

医学部医学科と工学部の一部の学科では、入学時オリエンテーションを学外宿泊研修（１泊２日）として実施しており、教員が同行して時間をかけてガイダンスを行っている。また、教育文化学部の学校教育課程では、選修・専攻決定に際しては、教員が個別に面接して説明している。

平成 19 年度の新入生オリエンテーションに関するアンケート調査を実施した結果、教育理念、教育目標、履修方法について、「理解できた」又は「ある程度理解できた」と回答した学生が、それぞれ 94.0%、96.4%、85.8%となっている。また、オリエンテーション全般について、「大変満足している」又は「ある程度満足している」と 95.1%の学生が回答している。

大学院新入生に対しても、専攻・専修別にガイダンスを行い、指導教員等を通して授業内容、研究指導内容、年間計画を学生に示している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

７－１－②　学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

学習相談、助言は、オフィスアワー、電子メール及びグループ担当制又は担任制による方法を用いて行っている。オフィスアワーの時間と場所はシラバスに記載して学生に周知し、実施状況は学生支援記録簿等に記録している。大学院生の学習相談は、指導教員が適宜相談を受け、適切に指導している。

平成 18 年度に実施された学習環境実態調査によると、「グループ担任、学年担任、ゼミ担当者などの学科・課程の担当者（研究科：研究テーマに関する指導者）に学習について相談していますか」について、「よく相談する」又は「ときどき相談する」と回答した学生が、学部では 30.1%、研究科（修士課程）では 86.3%、「学習相談における教員の助言や対応に満足していますか」について、「満足している」又は「まあまあ満足している」と回答した学生が、学部では 67.7%、研究科（修士課程）では 84.0%となっている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

７－１－③　学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

全学的に３年ごとに学生生活実態調査を行っているが、最近では、平成 16 年度に、附属図書館、講義室、自習室、控室などの設備等についての満足度とニーズを調査している。附属図書館については、全く利用しない学生の割合は10%となっている。一方、講義室、自習室、控室等の設備については、満足している学生は36%、不満を抱いている学生は31%であり、設備等の一層の充実が必要である。

また、学生のニーズを汲み上げて支援するため「とっても元気！宮大チャレンジ・プログラム」を平成17年度から実施している。教育・研究、ボランティア、課外活動、地域交流、国際交流等に関する学生の企画を募集し、平成17年度は27件（応募件数57件)、平成18年度は15件（同24件）に対して各年度に10,000千円を拠出して、事業を支援している。

そのほかに、学生支援課に「学生なんでも相談室」を、大学会館及び各学部には意見箱を設けて学生のニーズの把握に努めている。意見箱については、学生にリーフレットを配布して周知している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

７－１－④　通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

７－１－⑤　特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

22ヶ国の留学生約80人が現在在籍しているが、これらの留学生に対し、指導教員及びチューターを配置し、日本語、日本事情の授業科目を設けている。その他の短期留学生に対しても初級日本語、中級日本語の授業科目を設けて対応している。また、学習支援のためのチューター制度、国際連携センター、「学生なんでも相談室」等で相談できる体制を整えている。附属図書館の留学生コーナーに留学生のための図書を2,000冊揃える一方、国際交流プラザを設けて海外衛星放送受信システムを設置している。さらに、「日本語相談室」兼「留学生交流室」を設け、日本人学生と留学生が集うことができるようにしている。

研究科の社会人に対しては、夜間開講を取り入れたり、インターネット利用により自宅や職場においても指導が受けられるなど、学生の便宜を図っている。また、教育学研究科及び医学系研究科では、長期履修制度を設けている。

障害のある学生数は多くはないが、聴覚に障害のある学生に対しては、入学時に担任が面接し、補聴器で直接受信できるワイヤレスマイクを教員に使用させている。視力に障害のある学生に対しては、座席を前列に確保して移動黒板を利用したり、配布資料の活字を大きくしたりして対応している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

７－２－①　自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

各学部で、講義室等を自習室として開放し、夜間及び休日も利用できるようにしている。また、学生・大学院生室、セミナー室等を学科・課程ごとに設け、グループ討論など自主的な学習活動に利用している。

附属図書館には、自習のための閲覧室（507席)、グループ学習室（２室、各14席)、ゼミ室（１室、18席）を設け、土・日曜日を含め利用できるようにしている。平成18年度の利用件数は、グループ学習室で342件（延べ利用時間836.7時間)、ゼミ室で49件（延べ利用時間72.0時間）となっている。

総合情報処理センターに 120 台、各学部に計 397 台のパソコンを設置し、利用に供している。また、平成 18 年度に無線ＬＡＮを整備して、学生の携帯パソコンが容易に接続できるよう利用環境を向上させている。１年間の延べ利用者は 22 万人となっている。

平成 18 年度に実施された学習環境実態調査によると、「大学には自習やグループ討論のための十分なスペースが用意されている」について、「そう思う」又は「ある程度そう思う」と回答した学生が、学部では 58.5%、研究科（修士課程）では 64.8%、「大学における自習やグループ討論のための施設を活用していますか」について、「よく活用している」又は「ときどき活用している」と回答した学生が、学部では 46.5%、研究科（修士課程）では 45.4%、「大学には学習に必要なパソコンやコンピュータネットワークの環境が整っている」について、「そう思う」又は「ある程度そう思う」と回答した学生が、学部では 78.3%、研究科（修士課程）では 81.7%となっている。

これらのことから、自主的学習環境が整備され、効果的に利用されていると判断する。

７－２－② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該大学には、体育系 59、文化系 32、同好会 27 のサークルがあり、すべてのサークルに顧問教員を配置している。これ以外の課外活動として、学生自治組織が主催する大学祭「清花祭」、入学試験時の受験生支援等があり、いずれも教職員が協力している。サークル活動等の運営費補助として、一部消耗品費を支給している。実質的な運営は、全サークルの連携組織である体育・文化両サークル連合会によってなされている。なお、定期的に、サークル連合会代表、顧問教員代表による会議を開催している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

７－３－① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の健康相談のために、安全衛生保健センターに、医師（２人）、看護師（２人）、臨床心理士（１人）、保健師（１人）、非常勤カウンセラー（５人）を配置し、定期健康診断、心身両面の健康調査を定期的に実施するほかに、随時健康相談、カウンセリングを受けつけている。平成 18 年度の健康相談の延べ件数はセンターで 2,774 件、カウンセリングは 443 件となっている。

生活相談などのために、「学生なんでも相談室」を設け、学生が随時、相談できる体制を整え、電子メールや電話でも対応している。平成 18 年度の相談件数は 146 件となっている。

進路相談のために、学生を少人数グループに分けるなどの工夫をして担当教員（延べ 704 人）を置き、進学や就職に関する指導、相談、助言を行っている。また、学生支援課の中に就職支援室を置き、キャリア・アドバイザー３人を配置して、就職活動への支援のほか、志望動機や自己ピーアールの具体的な書き方の指導等を行っている。平成 18 年度は、公務員試験受験講座ガイダンス、企業就職ガイダンス等を頻繁に開催し、宮崎県内の５大学共同で、就職活動のための福岡へのバス運行を企画し、支援している。

各種ハラスメントの相談のために、「ハラスメント等の防止・対策に関する規程」を制定して、安全衛生保健センターの医師２人を含むハラスメント相談員 30 人を選出して、相談体制を整えている。

平成 18 年度に実施された学習環境実態調査によると、「学生生活を続けていく上で健康面に問題を抱えている」について、「あてはまらない」又は「あまりあてはまらない」と回答した学生が、学部では 84.5%、研究科（修士課程）では 81.4%、「就職に関する情報が不足している」について、「あてはまらない」又は「あまりあてはまらない」と回答した学生が、学部では 60.4%、研究科（修士課程）では 60.1%、「大学の生活支援制度に対して強い要望がある」について、「特にない」と回答した学生が、学部では 96.1%、

研究科（修士課程）では93.8%となっている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7－3－② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生のニーズを把握するために、３年ごとに学生生活実態調査を行っている。最近では、平成 16 年度に実施している。また、「学生なんでも相談室」を設けて、常時直接相談に応じるほか、電子メールや電話により学生の要望を聴取し、関係部署と連携して対応している。さらに、大学会館及び各学部に意見箱を設置し、学生にその利用についてのリーフレットを配布して周知を図っている。一方、グループ担当教員やクラス担任などを置き、学生からのニーズを汲みとり、必要な対応をしている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7－3－③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

留学生への生活支援は、国際連携センターが中心になって、各学部の留学生担当職員、指導教員、日本語担当教員、学生チューターらと連携しながら行っている。そのほかにも、『留学生ハンドブック』の配布や「日本語相談室」兼「留学生交流室」の設置など、留学生に対する生活支援策を実施している。

障害のある学生に対しては、障害の種類や程度に応じ、生活支援等を図ることにしているが、現在は担当教員を窓口として学生のボランティア活動で対応している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7－3－④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

当該大学が定めた選考基準に基づいて、日本学生支援機構の奨学生の推薦を行い、平成 19 年２月現在、在学生の 44.3%に相当する 2,392 人が受給している。また、その他の民間奨学団体や地方公共団体の奨学金などに対する出願を支援している。その結果、平成 19 年２月現在、全体の 46.0%の学生が奨学金を受けている。

授業料免除（学部）は、全額免除、半額免除合わせて申請者の 75.9%が免除されている。入学料免除は、学部では申請者の 75.0%、大学院では申請者の 51.1%がそれぞれ半額免除されている。

学生寄宿舎については、大学構内に、男子寄宿舎（100 室）、女子寄宿舎（100 室）、国際交流宿舎（165 室）を設置し、学生への支援を行っている。国際交流宿舎は、留学生と日本人学生の混住とし、外国人研究者用の家族棟も併設している。平成 18 年度の全寄宿舎の入居率は 97.1%となっている。

平成 18 年度に実施された学習環境実態調査によると、「学生生活を続けていく上で経済的な問題を抱えている」について、「あてはまる」又は「ある程度あてはまる」と回答した学生が、学部では 40.8%、研究科（修士課程）では 47.3%、「現在の住居の条件や環境に問題を抱えている」について、「あてはまらない」又は「あまりあてはまらない」と回答した学生が、学部では 81.9%、研究科（修士課程）では 88.2%となっている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準７を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○　「とっても元気！宮大チャレンジ・プログラム」を実施し、教育・研究、ボランティア、課外活動、地域交流、国際交流等に関する学生の企画を支援している。

○　附属図書館の閲覧室や無線ＬＡＮなど学習環境の整備が進んでいる。

基準８　施設・設備
８－１　大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。 ８－２　大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準８を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

８－１－①　大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地等の面積は、木花地区が 839,592 ㎡、清武地区が 224,316 ㎡、花殿・船塚地区が 66,118 ㎡などとなっている。また、各地区の校舎等の面積は、計 250,342 ㎡となっている。

教育研究施設として、各学部に、講義棟や研究棟などが配置され、講義室（86 室）やゼミ室（39 室）、学生・院生研究室（228 室）、実験実習演習室（1,036 室）、情報処理演習室（12 室）、語学学習室（５室）などが整備され、教育研究に活用されている。すべての講義室に空調が整備され、ほとんどの講義室に液晶プロジェクターが整備されている。

そのほかに、附属図書館、総合情報処理センターや安全衛生保健センターなどの各センター棟などが整備されている。また、体育施設として、体育館、プール、武道場、弓道場、陸上競技場、運動場（野球場、ラグビー場、サッカー場）、テニスコート、馬場などが整備されている。

施設・設備のバリアフリー化については、各学部の実験研究棟、講義棟などに、障害のある学生の利用を考慮したエレベータ、スロープ、多目的トイレを設置して、各施設を円滑に利用できるよう配慮している。特に、学生生活を中心的にサポートする大学会館では、平成 18 年度に施設バリアフリー整備計画を策定し、多目的トイレを整備するとともに、２階にあった学務部の一部を１階にも配置し、障害のある学生の利用に対応している。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

８－１－②　教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

学内情報ネットワークは、総合情報処理センターによって一元管理され、各学部・部局等のネットワークを結び、また、各学部講義棟、附属図書館、福利施設棟など合計 38 ヶ所に無線ＬＡＮのアクセスポイントを配置し、ネットワーク環境を整備している。

情報セキュリティについては、宮崎大学情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ委員会を設置している。木花キャンパスでは、学生、教職員以外の不正ネットワーク接続を防止するため、ＩＤとパスワードによる利用者認証などが行われている。また、特に高いセキュリティが求められる事務局及び清武キャンパス（附属病院・研究棟ネットワーク）では、より強固なセキュリティ機能を有するファイ

アウォール装置が設置されている。

学生は、実習時間以外にも実習用パソコンを使用することができ、ＩＤとパスワードにより学生所有のパソコンも自由にネットワークに接続し、使用できる。また、実習に活用できるパソコンはＩＤとパスワードによって厳重に管理されている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

８－１－③　施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

教育研究、実験実習、共通の各施設については、設置の目的や運用の方針等を関連する学内規則等で明確に規定している。これらの施設・設備の利用申請手続きを含め、運用規程等は、大学ウェブサイト又は各施設のウェブサイトに掲載されている。特に、共同利用施設については、利用規程等（宮崎大学附属図書館利用規程、宮崎大学産学連携センター（産学連携施設）利用規程など）を大学ウェブサイトに掲載し周知している。

学生には、全員に配布するキャンパスガイドに、図書館の利用案内、課外活動施設及び体育施設の利用、安全衛生保健センターの目的及び利用などについて掲載し周知を図っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

８－２－①　図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館については、本館及び医学分館の閲覧室に、507 席が整備されている。開館時間は、月曜日から金曜日は、本館及び医学分館ともに９時から 20 時、土曜日は、本館が 10 時から 16 時、医学分館が９時から 17 時、日曜日は、本館が 13 時から 17 時、医学分館が休館となっている。

附属図書館は、保有する蔵書（本館：図書 483,376 冊、雑誌 11,820 種類ほか、医学分館：図書 117,613 冊、雑誌 2,459 種類ほか）を効率よく検索するために、原則として、図書は日本十進分類法（医学分館の医学書は米国国立医学図書館分類法）の分類順に、雑誌は誌名の五十音順又はアルファベット順に配架している。電子ジャーナル化された雑誌類については、オンライン情報資源検索ツール（Cambridge Journals Online, InterScience など）によってアクセスできるようになっている。電子ジャーナルは、平成 18 年 11 月現在、4,420 タイトルが学内専用で整備されている。また、オンラインによる文献複写サービスも行っている。

毎年、図書館利用案内のオリエンテーション（平成 18 年度受講者数 1,410 人）の実施によって、利用促進に取り組んでおり、平成 18 年度実績として、全入館者数：延べ 355,089 人、図書貸出冊数：55,645 冊、ノートパソコン利用件数：557 件、ＡＶ利用回数：2,073 回となっている。

図書館の予算配分に基づく図書の購入については、教員から提案された専門図書・学習図書等について、宮崎大学附属図書館運営委員会で審議し、決定されている。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準８を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○　無線ＬＡＮのアクセスポイントを数多く配置し、ネットワーク環境を整備している。

基準９　教育の質の向上及び改善のためのシステム
９－１　教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。 ９－２　教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準９を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

９－１－①　教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学生の受講科目及び成績は学務部教務課が管理し、学務情報システム「わかば」を用いて電子媒体で収集・蓄積している。卒業論文、修士論文、博士論文、成績評価物等は各学部・各研究科が定めた体制で収集・保管している。また、大学、学部・研究科、学科・課程・専攻の各レベルで取りまとめた、種々の外部評価報告書、自己点検・評価報告書を電子化して蓄積し、大学ウェブサイトで公開している。

法人化後は、各年度の教育活動に関する事業計画と業務実績の情報もデータベース化し、蓄積している。なお、教員の教育研究活動に関する情報を研究者データベースとして大学ウェブサイトで公開しているが、その整備が遅れている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

９－１－②　学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

各学部・共通教育部が学期ごとに実施している学生による授業評価では、授業方法や授業内容等に関する意見を聴取し、また、自由記述欄も設けて、学生のニーズを把握している。評価結果を、担当教員に返却するとともに、共通教育部、学部ごとに調査結果の報告書を作成・公表し、教育改善に用いている。

学生委員会は、学生生活実態調査をおおむね３年ごとに実施し、学習と教育環境について学生の意見を聴取し、調査結果を報告書として公表している。これを踏まえ、例えば、学生の要望が強かった空調設備の整備、課外活動施設の改善を行っている。

学生と教職員で構成する学生・教職員教育改善専門部会では、毎年１回程度、学長と学生との懇談会を開催し、また、学生及び教職員の意見を聴取し、教育の改善を図っている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

９－１－③　学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

大学として、平成 18 年度に教育研究組織等に関する外部評価を実施し、可能なところから教育の改善に反映することとしている。その他、教育に関する外部評価を、大学、学部、学科・課程の各レベルで実施している。最近実施した外部評価を外部評価報告書にまとめ、大学ウェブサイトで公開している。

卒業（修了）生、就職先関係者へのアンケート調査は、学部、共通教育部が実施している。調査項目は、当該大学の教育の成果や効果、満足度等であり、調査結果を報告書としてまとめている。

その他、大学や学部で、地域や同窓会などからの意見を聴取している。例えば、工学部では、物理や化学分野の高等学校教員と懇談会を開催し、カリキュラムや教育方法などについて情報・意見交換を行い、授業改善等に反映させている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9－1－④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

評価結果を基に教育に関して継続的な改善を行う全学組織（ＰＤＣＡ改善システム［Ｐ：Plan、Ｄ：Do、Ｃ：Check、Ａ：Action］）を整備している。

大学教育研究企画センター（平成 19 年４月より「教育研究・地域連携センター」に改組）は、学生や社会等の要請を踏まえて当該大学の教育を点検・評価し、副学長（教育・学生担当）に提言を行い、副学長は大学教育委員会で検討し、その結果を各学部等での教育の計画に反映させ、実施に移している。これについては、例えば、履修登録単位数の上限設定、成績評価基準の設定などが行われている。

副学長（目標・評価担当）を長とする評価室は、中期計画項目や認証評価基準に関する全学及び各部局の自己点検・評価について検証し、また、国立大学法人評価委員会などの第三者評価も踏まえ、改善点や問題点を整理して、学長に報告している。学長は役員会、教育研究評議会において改善策を審議検討している。副学長（教育・学生担当）は大学教育委員会等で改善策を具現化し、さらに、各学部・研究科等で教育改善が実施されている。

学部・学科等にも、ＰＤＣＡ改善システムが整備され、全学、学部・学科等の各階層でＦＤ担当組織が中心となって、継続的な教育改善が行われている。これについては、例えば、教育文化学部では、平成16年将来構想検討専門委員会による各課程のカリキュラムに関する自己点検評価結果を受け、次年度より学校教育課程において、小学校英語活動を扱う科目、県教育委員会の協力による「現代教育特殊講義」が開設されている。また、大学院研究科のＰＤＣＡは、おおむね関係学部のＰＤＣＡ体制によって実施されている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9－1－⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による授業評価を組織として定期的に実施し、科目別に集計された授業評価結果及び自由記述欄に書かれた学生の意見を、授業の質の向上につなげるべく担当教員に返却している。また、学科・課程・教員グループで、授業内容、教材、教授技術等についての意見交換会を定期的に開催し、授業の相互評価と優れた教育手法の共有を行っている。各教員は、学生による授業評価に加えて、意見交換会での他教員からの評価、附属学校など関係組織との共同研究会議やＪＡＢＥＥ等の外部評価の結果を踏まえて、授業内容、教材、教授技術等について継続的に改善を行っている。これについては、例えば、医学部では、学生からの授業評価等を受けて、板書やプリント中心の授業を見直し、講義資料のプリント配布に加えパワーポイントで作成したスライドの使用、ＤＶＤ教材の利用により授業内容を視覚的に理解させるなどの改善

が行われている。

各学部では、組織として教育改善を推進するため、各教員に授業の評価と次年度の改善点をまとめた授業点検シート等の提出を求めている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9－2－① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

ＦＤ委員会は、学生による授業評価、ＦＤ研修会における意見交換、教員又は学科・課程からの意見聴取等により、学生や教職員のニーズを収集し、学外のコンソーシアムを含め、関係テーマの研修会・講演会を実施している。また、学生による授業評価の実施、学科・課程・教員グループごとの意見交換会のとりまとめ等を行い、学生による授業評価を基にした教育改善活動を支援している。

工学部における「国際的に通用する実践型高度専門技術者を育成する教育プログラム」のように、競争的資金（文部科学省特別教育研究経費）を活用し、ＪＡＢＥＥ認定後の継続的な技術者教育の維持・改善のためのＦＤ活動などを行っている。

大学院のＦＤ活動については、平成 19 年度から、ＦＤ専門委員会に大学院選出の委員を加えることにより、その強化を図っている。

これらのことから、ＦＤ活動について、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9－2－② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

主要なＦＤ活動は、学生による授業評価を基にした授業改善と、ＦＤ委員会が企画・実施するＦＤ研修会・講演会等である。学生による授業評価に基づく授業の改善は、教育文化学部、工学部、農学部の授業点検シート等に記録されている。

授業改善の具体例として、例えば、教育文化学部では、14 回の授業公開を行い、授業の組み立て方、リアクションペーパーの書式、後方の不参加学生への対応などについて、参観者から指摘があり、担当者はその後の授業改善に役立てている。

平成 16 年度前学期と平成 18 年度前学期の共通教育に関する学生による授業評価の結果を比較すると、教員の教え方や総合的な満足度の項目の評価値がわずかであるが上昇している。

平成 15 年度と平成 17 年度の農学部獣医学科の専門教育に関する学生による授業評価の結果を比較すると、「授業方法に関する項目」、「講義の内容に関する項目」、「学生自身の学習態度に関する項目」において学生満足度の平均値がすべて上昇している。

これらのことから、ＦＤ活動が教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9－2－③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

事務職員など教育支援者に対して、初任者研修、職階別研修、業務別研修、語学研修等を実施している。さらに、技術職員に対して、技術職員が所属する学部が計画的に研修を実施し、職務に関する専門知識の習得と技術の向上を図っている。学内の研修会だけでなく、他大学と連携した研修も実施している。

ＴＡに対しては、授業開始前に事前実験を行わせるなど、授業担当教員が指導方法について個別指導を行っている。教育文化学部では、ＴＡに業務報告書を作成させることで資質の向上を図るという独自の取組を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準９を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○　ＰＤＣＡ改善システムを整備しＦＤ担当組織が中心となり教育改善を行っているほか、教育文化学部、工学部、農学部では、各教員に授業の評価と次年度の改善点をまとめた授業点検シート等の提出を求めている。

【改善を要する点】

○　研究者データベースの整備が遅れている。

基準10　財務
10－１　大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。 10－２　大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。 10－３　大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準10を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

10－１－①　大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成18年度末現在の資産は、固定資産55,870,251千円、流動資産9,953,930千円であり、合計65,824,182千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債13,612,487千円、流動負債6,745,427千円であり、合計20,357,915千円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が8,702,725千円であり、その他の負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10－１－②　大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成16年度からの３年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10－２－①　大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成16～21年度までの６年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。

これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。

また、毎年度の予算については、学内予算配分(計画）として、部局ごと、予算科目ごとに区分し、部局長を通じ教職員に通知するとともに、その予算編成の審議経過が関係委員会、役員会等の議事要旨や資料として公表されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10－２－②　収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 18 年度において、経常費用 24,433,104 千円、経常収益 25,780,520 千円であり、経常利益 1,347,415 千円、当期総利益が 1,443,526 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10－２－③　大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が予算配分方針を決定している。

特に、教育・研究経費については、財務委員会、経営協議会、役員会の審議を経て資源配分されている。

また、教育研究の一層の推進を図る方策として、教育戦略経費、研究戦略経費などの戦略重点経費を設定し、学内の優れた取組を公募のうえ、学長が役員会に諮り、戦略重点経費を決定し配分するなど、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10－３－①　大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、６年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10－３－②　財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ監査室を設け、内部監査規程等に基づき、監査室職員が監査を実施し、監査室長が内部監査報告書を学長に報告している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11　管理運営
11－１　大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。 11－２　管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。 11－３　大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

11－１－①　管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

国立大学法人法の規定に基づき役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置し、学内規程によりそれぞれの任務等を定めている。

役員会は、学長と理事５人（常勤４人、非常勤１人）で構成され、理事は、研究・企画、教育・学生、病院、総務、法務（非常勤）を担当している。その他、目標・評価担当、教職大学院担当及び入試担当として副学長３人を配置している。

また、２人の監事（常勤１人、非常勤１人）が業務監査及び会計監査を担当している。さらに、経営協議会は、学長、常勤理事４人、学外委員５人で構成され、主に経営上の重要事項について審議を行っている。

運営及び教育研究に関する事項を具体的に審議検討するために、平成 18 年度現在、中期目標・計画委員会や財務委員会など 30 の全学委員会を設置している。

学部の管理運営組織としては、学校教育法の規定に基づき教授会を、また、その下に学部委員会を設置し、学部長の下、副学部長３人（教務担当、評価担当、研究担当、医学部のみ入試担当を含めて４人）を配置している。

事務組織は、事務局長の下、事務局５部（13 課）及び２室、学部４事務部から構成されており、事務組織規程及び事務分掌規程に基づきそれぞれの業務を行っている。平成 19 年５月１日現在、事務局等職員は 770 人となっている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11－１－②　大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

管理運営組織としての役員会、経営協議会、教育研究評議会の議長はすべて学長が務めている。

また、大学の運営・戦略に沿った重要事項等について、効果的・効率的に審議するため、全学各種委員会のほとんどにおいて理事又は副学長が委員長となっており、学長のリーダーシップの下に効果的な意思決定を行う体制を構築している。

さらに、大学運営の重要事項について役員会と各学部等の連絡調整を行い、円滑な学内コンセンサスの形成を図るために部局長会議を設置し、学長が議長を務めている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11－１－③　学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生に対しては、学生委員会が中心となり、おおむね３年に１度学生生活実態調査を行い、経済状況、学生生活の悩みや問題及び学習と教育環境などについて報告書を公表している。学生生活実態調査に基づいて、木花・清武両キャンパスのテニスコートの改修など課外活動施設の改善を行っている。

学生の意見を広く聴くために、大学会館１階と各学部に意見箱を設置するとともに、大学ウェブサイト上に意見箱を設けている。意見箱に出された意見に基づいて、講義室の空調設備の整備、駐車場・駐輪場の整備、トイレの自動点灯設備などの改善を行っている。

学生・教職員で構成する学生・教職員教育改善専門部会を設置し、学生・教職員の意見を基に、教育に関する企画・提言を行っている。

学長、各理事は、各部局の施設・設備の視察を行うと同時に、教員、技術職員、事務職員等と意見交換を行う機会を設け、そのニーズ把握に努めている。

なお、事務職員のニーズについては、事務局長が主宰する部長会議において、各部・課、室及び各学部の事務運営上の懸案事項や改善事項等が汲み上げられ、役員会、教育研究評議会等に各種提言が行われている。

その他学外関係者のニーズについては、当該大学の若手の教職員等を中心に、教育、研究、医療、地域連携、管理運営体制に係る当該大学の将来構想を策定した際に、県内の地方自治体や関係機関等にパブリックコメントを募集し、その意見等を反映させ冊子体にして大学ウェブサイト上に公開している。この将来構想を業務等に反映させるために役員会で審議・検討を行い、実現に向けて理事等が中心になって取り組んでいる。

各学部でも学外関係者のニーズ把握に努めており、例えば、教育文化学部では、教育文化学部後援会との懇談会・総会、同窓会との懇談会、宮崎県教育庁との連絡協議会を開いている。

経営協議会においては、学外委員（５人）から民間の経営手法や私立大学の運営方法（人件費削減、アウトソーシング等）について参考意見をもらい、人件費削減のための退職者不補充計画や業務改善を図るための外部委託の推進など大学運営に活かしている。

平成 18 年度に当該大学の教育研究組織等の外部評価を受け、学外関係者の意見・要望の把握に努め、また、学内外に公表している。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11－１－④　監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事２人（常勤１人、非常勤１人）が配置され、学長直属の事務職員で構成する監査室（３人）が支援を行っている。

監査規程に基づき、年度当初に、当該年度の監事監査計画書を作成し、それを基に監査を実施している。

監事監査は、月次監査（業務監査・会計監査）、決算監査（年度決算終了後）及び業務監査（年度終了後）を実施し、業務改善を図っている。この監事監査の結果に基づき、危機管理基本マニュアルの整備、

災害時に必要な備蓄品の保管など、大学運営の改善に反映させている。

また、監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会に出席するほか、重要な文書の回付を受けることにより、学内情報収集の把握に努めている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11－１－⑤　管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

学長、理事、副学長及び幹部職員等は、国立大学協会が主催する大学マネージメントセミナー、大学改革シンポジウム及び国立大学財務・経営センターの主催するシンポジウム等の各種研修に参加しており、幹部職員等としての資質向上に取り組んでいる。

事務系職員については、全国規模の研修として部課長研修、係長研修、女性職員キャリアアップ研修、技術職員研修などへの参加を図っている。また、法人内においては、管理職員を対象とした労働法基本研修や新規採用者研修、他職種業務体験研修等を実施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11－２－①　管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

国立大学法人宮崎大学基本規則において、「教育研究組織等」、「役員及び職員等」、「運営組織等」など基本事項を定め、これに基づき、学内の規則等を整備している。なお、法人としての６年間の具体的な方針については、中期目標・中期計画に明記している。

また、学長をはじめ、管理運営に関わる理事、副学長、学部長、附属図書館長、各学内共同教育研究施設長の選考に関しては、学内規則等でそれぞれ定めている。さらに、管理運営に関わる者だけでなく、全構成員の責務（職務）・権限についても、学内規則等に明記している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11－２－②　適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

当該大学の理念・目的や中期目標・中期計画は、大学ウェブサイトに掲載しており、また、役員会、経営協議会、教育研究評議会、全学主要各種委員会及び各学部等の活動状況に関するデータや情報についても、全学及び各部局のサーバーに蓄積するとともに大学ウェブサイトに掲載している。大学の構成員は常時アクセスできるようになっている。

また、中期目標・中期計画に対応したデータベースシステムを構築しており、全学及び部局の年度計画やその計画に対する進捗状況等のデータを大学ウェブサイト上で入力を行い、それらのデータや情報を蓄積し、学内に公開している。年度計画の進捗状況等は随時入力できるとともに、その状況を大学の構成員が必要に応じてアクセスでき確認できるようになっている。

平成 18 年度には、教育研究活動等の情報を収集・蓄積し、各種評価や大学の広報・業務運営にデータの利用を行うため、大学情報データベースを構築している。また、教員情報のデータベースを構築し、運用を開始している。平成 19 年度には、大学の組織情報のデータベースの構築を計画している。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11－３－①　大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

法人化後、教育研究活動等の点検及び評価を行う組織として評価室を設置した。評価室は、目標・評価担当の副学長を室長とし、国立大学法人評価及び大学機関別認証評価等の各種評価についての教育研究活動等の自己点検・評価に関する企画及び検証、並びにその評価の結果に基づく改善を図っている。

自己点検・評価の実施体制については、役員会、評価室が中心となり大学評価の一環として学内体制の整備を進めている。なお、国立大学法人評価については、中期目標・中期計画の年度評価を毎年行うことから、法人評価に伴い実施する自己評価を学校教育法で定められた自己点検・評価と位置付け、事業計画ごとに全学委員会等の実施・責任体制を明確にし、自己点検・評価を組織的に行っている。

根拠となる資料やデータ等をスムーズに収集し、また、教職員の負担軽減の観点からも、中期目標・計画データベースシステムを構築し、効率的に大学ウェブサイト上で収集・蓄積し、自己点検・評価に供している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11－３－②　自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

法人化後、旧宮崎大学・宮崎医科大学の全学及び各学部等で作成されたものを含め、自己点検・評価報告書及び外部評価報告書を大学ウェブサイト上に公開している。また、各種の自己点検・評価報告書及び外部評価報告書は、印刷物として大学内や関係諸機関に送付し公開している。さらに、大学評価・学位授与機構が平成 12 年度から実施した試行的評価に係る全学テーマ別評価及び分野別研究評価の自己評価書及び評価結果も併せて大学ウェブサイト上に公開している。

国立大学法人評価委員会に提出した平成 16 年度からの各事業年度に係る業務の実績に関する報告書及び評価結果についても大学ウェブサイト上に公開している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11－３－③　自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

当該大学は、自己点検・評価の結果に基づき、外部評価及び第三者評価を実施し、全学及び各学部の自己点検・評価報告書及び外部評価報告書を大学ウェブサイト上に公開している。

平成 16 年度からは毎年、中期目標・中期計画の年度評価に際し、国立大学法人評価委員会から、業務運営・財務内容等の自己評価について評価を受けている。

平成 18 年度には、当該大学の大学教育委員会、大学研究委員会及び役員会が中心となって実施した教育研究組織等の自己点検・評価について、学外の学識経験者等で構成する外部評価委員会の外部評価を受けている。

学部においても、外部者による検証を進めており、教育文化学部では平成 14 年度に、農学部では平成

15 年度に外部評価を実施している。また、工学部では平成 15 年度から計画的にすべての学科の外部評価を実施している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11－３－④　評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

宮崎大学評価規程を制定し、学長及び部局長は自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについてはその改善に努めることを明文化している。

また、これに加え、評価結果を改善に結び付ける体制（ＰＤＣＡシステム）を整備している。具体的には、中期目標・中期計画の実施に際し、評価室は、各年度の事業計画の自己点検・評価の検証を行い、改善点、問題点などを整理し、学長（役員会）に報告している。この報告を受け、学長は、役員戦略会議において改善策を審議検討し、中期計画を担当する理事等に改善の実施を要請し、理事等は関連の委員会等と連携して改善策の具現化に向けて取り組んでいる。

改善の具体的な事例としては、平成 17 年度は教員の個人（業績）評価システムの構築、平成 18 年度は教室、実験室等の教育に必要な設備の整備に取り組んでいる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

＜参　考＞

ⅰ　現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1　現況

（1）大学名　国立大学法人宮崎大学

（2）所在地　宮崎県宮崎市（木花キャンパス）
宮崎県宮崎郡清武町（清武キャンパス）

（3）学部等の構成

学部：教育文化学部，医学部，工学部，農学部

研究科：教育学研究科，医学系研究科，工学研究科，農学研究科，農学工学総合研究科

別科：畜産別科

附属施設等：図書館，総合情報処理センター，安全衛生保健センター，教育研究・地域連携センター，産学連携センター，フロンティア科学実験総合センター

教育文化学部附属：教育実践総合センター，小学校，中学校，幼稚園

医学部附属：病院

農学部附属：自然共生フィールド科学教育研究センター，動物病院，農業博物館

（4）学生数及び教員数（平成19年５月１日現在）

学生数：学部4,816人，研究科等2,046人

専任教員数：609人

助手数：２人

2　特徴

本学は，平成15年10月１日に旧宮崎大学と宮崎医科大学を統合し，新たに４学部からなる宮崎大学として創設された。旧宮崎大学は，宮崎農林専門学校，宮崎師範学校，宮崎青年師範学校及び宮崎県工業専門学校を母体として，昭和24年５月31日に農学部，学芸学部及び工学部の３学部で発足した。その後，学芸学部は教育学部（昭和41年）に，さらに教育文化学部（平成11年）に改組した。昭和42年に農学研究科（修士課程），また昭和51年に工学研究科（修士課程，平成８年に博士課程），さらに平成６年に教育学研究科（修士課程）を設置した。この間に，昭和63年に鹿児島大学大学院連合農学研究科（博士課程）構成大学，平成２年に山口大学大学院連合獣医学研究科（博士課程）構成大学として参加した。平成16年度には前身の創設から数えて，教育文化学部は120周年，農学部は80周年，工学部は60周年を迎えた。

一方，医学部の前身宮崎医科大学は，一県一医大構想のもとに宮崎県並びに県民の熱意によって昭和49年６月７日に開学した。昭和52年に附属病院を開院し，診療活動を開始した。昭和55年に医学研究科（博士課程）を設置し，名実ともに教育・研究・診療体制を整えた。その後，平成13年に看護学科を，平成15年に医学研究科医科学専攻（修士課程）を設置するなど教育・研究体制の拡充，整備を図り，医学・医療の向上に重要な役割を果たしてきた。平成16年度は創立30周年を迎えた。

統合後，新たなスローガン，すなわち「世界を視野に地域から始めよう」を掲げ，下記のような目的を示すとともに，世界的視野・水準から地域の課題解決に応え，地域文化の発展と住民の福利増進に寄与する大学の創出を目指している。すなわち，① 教養教育の充実と質的向上，② 教育研究基盤の強化，③ 学際領域の教育研究の活性化と創出，④ 地域社会と国際社会への貢献を目的とする。

前述の目的を達成するために，統合を期に，また法人化後取り組んだ施策例として，次のようなものをあげることができる。

① 大学の教育方法改善，教養教育の強化・充実，地域との連携強化を目指し，共通教育部及び教育研究・地域連携センターを設置した。

② 大学院教育充実のため，各研究科修士課程を改組し，医学系研究科看護学専攻，教育学研究科学校教育専攻日本語支援教育専修を新設した。

③ 生命科学，環境科学等の学際的分野に特徴を持った教育研究を展開するため，また高度な研究能力を備えた専門技術者の養成を目指すことを目的として，国内では初めての独立大学院農学工学総合研究科博士後期課程を新設した。

④ 学際的な生命科学研究のコアとしてのフロンティア科学実験総合センターを設置した。

⑤ 安全衛生保健センターを設置した。

本学は，統合間もない新生大学として前述のような目的や施策を通して，一方で世界を視野に入れた教育・研究活動の促進を，他方で地域と連携した教育・研究の深化，発展を図り，宮崎県の高等教育機関で構成する「高等教育コンソーシアム宮崎」を中心となって立ち上げるなど，南九州，とりわけ宮崎県の中心的な高等教育機関として役割を果たし，また特色ある研究を推進するとともに，世界的視野を持ち，かつ地域の発展に，ひいては世界の人類の福祉に寄与する人材の育成に取り組んでいる。

ⅱ　目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

宮崎大学の基本的な目標は，「人類の英知の結晶としての学術・文化・技術に関する知的遺産の継承と発展，深奥な学理の探求を目指す。また，変動する多様な時代並びに社会の要請に応え得る人材の育成を使命とする。更に，地域社会の学術・文化の発展と住民の福利に貢献する。特に，人類の福祉と繁栄に資する学際的な生命科学を創造するとともに生命を育んできた地球環境の保全のための科学を志向する。」である。これらを踏まえ，具体性を持たせるために，人間性，社会性・国際性及び専門性を教育の３本の柱とする以下の「宮崎大学の教育目標」を設定している。

１．　人間性の教育

- 高い倫理性と責任感を育むとともに，幅広く深い教養と総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養する。
- 生命や環境保全の科学に親しむとともに，広く自然や社会に触れ，現場から学ぶ態度を育成する。

２．　社会性・国際性の教育

- 社会の多様な要請に対応して，社会の発展に積極的に貢献できる課題解決能力を育成する。
- 日本語による論理的な思考・記述や発表の能力を育成するとともに，外国語によるコミュニケーション能力を育成する。

３．　専門性の教育

- それぞれの専門分野に関する基礎的知識を修得し，それらを応用できる能力を育成するとともに，専門分野への深い興味を育み，課題探求および解決能力，自発的に学習する能力を育成する。
- 大学院においては，高度の専門知識，研究能力及び教育能力を備えた人材を養成する。

(学士課程，大学院課程ごとの目的)

【学士課程】

共通教育(教養教育)

本学は，教養教育を中心として全学で共通に学ぶべき科目を共通教育科目として定義し，「共通教育部」を設け全学出動態勢に基づき，機能的な教育体制を整えている。共通教育は，本学の教育目標に則して，「(1)社会人として必要な高い倫理性と責任感を持ち，自然及び文化について深い理解を培い，現代社会のニーズに柔軟に対応できる感性豊かな人間性を涵養すること，(2)現代社会を理解する上で必要な幅広い知識と深い洞察力を養い，主体的かつ総合的に考え，的確に判断・創造できる人材を育成する。」ことを目的としている。このために必要な知識や能力を育成する大学教育基礎科目，教養教育の理念・目的に沿った主題教養科目，更に学生の個性に応じ，教養を深め広げる選択教養科目を設けている。

専門教育

専門教育については，「宮崎大学の教育目標（専門性の教育）」に示したように，基礎的知識を修得し，それらを専門分野に応用できる能力を育成するとともに，深い洞察力を育み，課題探求および解決能力，自己学習能力を育成するという目標を設定している。また当然のことながら，教育目標の中にある「人間性の教育」，「社会性・国際性の教育」は，各学部の専門教育の中でも活かされている。各学部における特徴的な目標は，以下に記述するとおりである。更に，入学者に求められる能力については，大学の教育目標並びに各学部等の教育目標に沿って，それぞれの学部でアドミッション・ポリシーに記載している。

教育文化学部：将来の教育及び文化を担う人材の育成

教育と文化の向上と市民生活及び産業の発展を担う優れた人材を育成することにより，潤いとゆとりある地域社会の形成と発展とに寄与すること，及び宮崎県における高等教育と学術研究の充実・発展に貢献することを目

的としている。

医学部：医療・社会福祉に貢献できる人材の育成

地域における医学・医療のセンターとしての役割を果たすと同時に，進歩した医学・看護学を修得させ，人命尊重を第一義とし，医の倫理に徹した人格高潔な医師および看護職者を育成し，国内外の医学及び看護学の水準向上と社会福祉に貢献することを目的としている。

工学部：先端技術分野で活躍できる技術者の育成

十分な基礎学力と幅広い応用力を身につけ，課題探求能力と創造性を持ち，優れたコミュニケーション能力を備え，さらに自主的・総合的に的確な判断ができる人間性豊かな専門技術者の養成を目的としている。なお，日本技術者教育認定機構(JABEE)による教育プログラムに沿って教育を行っている。

農学部：地域に根ざし世界の食料・環境問題の克服に寄与できる人材の育成

食料・環境問題の克服を目指し，フィールド教育を活用した教育・研究を進め，主体性と創造性に富み，食料・環境・生命・資源に資する感性豊かな人材を養成することを目的としている。

【大学院課程】

本学の修士課程では，既存の学問分野および学際領域に渡る自然科学，人文社会科学領域の知識と研究教育能力を備えた人材育成を目指す。なかでも，修士課程及び博士前期課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

博士（後期）課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

特に，宮崎県の特性を考え，生命科学，環境科学等の学際的分野に特色を持った農学工学総合研究科を平成19年度に設置した。本研究科は，農学と工学の学問的背景と連携協力の実績を踏まえて，相互に連携・融合した高度専門技術者の養成を目指している。

なお，各研究科は，専門性に応じた理念・目標を設定しており，以下に記述するとおりである。また，理念・目標に沿ったアドミッション・ポリシーを定めて学生を受け入れている。

教育学研究科修士課程

学部における専門教育又は教職経験等の基礎の上に，確かな教育観と幅広い視野を持ち，教育に関する深い専門知識及び研究能力と実践力を備えて，学校教育をはじめとする教育の諸分野において指導性を発揮し，併せて地域向上に寄与しうる人材の養成を目的とする。

医学系研究科修士課程

学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて，学術文化の継承発展に貢献することを目標とし，医学・看護学分野の発展と社会の福祉の向上に寄与する人材の育成を目的とする。

工学研究科修士課程

各専攻分野に関連する基礎的素養を身につけ，専門的かつ高度技術を習得し，広い範囲にわたる総合的な判断力を発揮できる高度専門技術者及び研究者を組織的体系的に育成することを目的とする。

農学研究科修士課程

農学分野における生物生産，生物資源利用及び環境保全などの教育・研究を行い，高度で先端的な科学技術を修得した人材を養成することを目的とする。

医学系研究科博士課程

正常及び異常の生命現象について，細胞から器官レベルの構造・機能変化を遺伝発生学的，形態学的，分子生物学的手法を用いて総合的な解析を進め得る研究者・臨床医の養成を目的とする。

農学工学総合研究科博士後期課程

研究科は，自然科学の分野において，総合的かつ学際的な研究・教育を行い，科学・技術の発展に資するとともに，豊かな学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

iii　自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準１　大学の目的

宮崎大学は，平成 15 年 10 月に旧宮崎大学と宮崎医科大学が統合し，４学部からなる大学として新しく発足した。国立大学法人宮崎大学基本規則を制定し，その第２条に本学の目的及び使命を定めている。これらの具体的な目標や方策は，本学の中期目標及び中期計画に明記されており，中期目標前文には，本学の目的・使命を踏まえた「大学の基本的な目標」を記載している。また，本学は「世界を視野に地域から始めよう」をスローガンに掲げ，教育に関しては，１．人間性の教育，２．社会性・国際性の教育，３．専門性の教育を柱に「宮崎大学の教育目標」を定めている。本学大学院の目的及び使命については，宮崎大学学務規則第 60 条に規定している。また，各研究科規程において，この規程に沿った教育理念・目標を具体的な記述により定めている。

基本規則に「人類の英知の結晶としての学術・文化に関する知的遺産を継承・発展させ，豊かな人間性と創造的な課題解決能力を備えた人材の育成を目的とし，学術・文化の基軸として，地域社会及び国際社会の発展と人類の福祉の向上に資することを使命とする。」と本学の目的を明記している。この目的は，学校教育法第 52 条に定める「学術の中心として，広く知識を授けるとともに，深く専門の学芸を教授研究し，知的，道徳的及び応用能力を展開させること」に対応していることから，本学の目的は学校教育法に沿っている。また，大学院・研究科の理念・目的は，本学の学務規則に明記しており，その内容は学校教育法第 65 条の規定に基づいている。

本学の目的や使命及び各学部・大学院研究科の目的や目標は，ホームページや宮崎大学概要（「情熱発見」）で公表している。加えて，学生に対しては，キャンパスガイド（学生便覧）を入学時に配付し，新入生オリエンテーションや学年ごとのガイダンスで周知している。教職員に対しては，キャンパスガイドに加え宮崎大学概要を配付し，周知を図っている。さらに，新任の教職員に対しては初任者研修会で，学長や副学長が本学の目的や使命を直接伝達することにより，周知徹底している。

本学の目的や目標,具体的な教育内容などをホームページに掲載することによって,広く広報に努めている。また，本学及び各学部・大学院研究科の理念，目的や目標などを掲載した宮崎大学概要や各学部案内を，広く高等学校等を中心に配布するとともに，オープンキャンパスや種々の進学説明会で，教育目的等の説明に努めている。

基準２　教育研究組織（実施体制）

本学は，学士課程における教育研究の目的を達成するために，教育文化学部（４課程），医学部（２学科），工学部（６学科）及び農学部（５学科）の４学部を置いている。教養教育は，「共通教育」の中心に位置付け，それを担当する「共通教育部」により実施している。

大学院課程については，各学部の学士課程卒業生などの更なる学習・研究意欲に応えて，修士課程に教育学研究科（２専攻），医学系研究科（２専攻），工学研究科（６専攻），農学研究科（５専攻）を置いている。また，地域の経済基盤の特質を考慮し，農学工学総合研究科博士後期課程（３専攻）を，地域医療の充実を目指し，医学系研究科博士課程（４専攻）を置いている。なお，博士課程として，山口大学大学院連合獣医学研究科にも参加している。

全学的な施設・センターとして，附属図書館，安全衛生保健センター及び５つの学内共同教育研究施設（総合情報処理センター，教育研究・地域連携センター，フロンティア科学実験総合センター，産学連携センター，国際連携センター）を設置している。これらのセンター等は，本学の目的・使命である「学術・文化への貢献」，「人材育成への貢献」及び「社会発展への貢献」について各々が目的を定め，役割を果たしている。また，附属図書館，総合情報処理センター及び安全衛生保健センターは，教育研究活動の基盤を活動を担っている。

教育研究活動に係る重要事項を審議するため，国立大学法人法の規定する教育研究評議会を，学部には学校教育法の規定する教授会を設置している。また，大学院研究科には，教授会に準じて，研究科委員会を設置している。

教授会及び研究科委員会は，教育課程，学生の入学，卒業又は修了，学位の授与等，教育に関する重要事項を審議し必要な活動を行っている。また，教育課程や教育方法等については，全学的には大学教育委員会，共通教育については共通教育教務委員会，各学部及び大学院研究科に関しては各学部の教務委員会が適切に審議している。さらに，教育改善に関わる委員会が，全学，共通教育部，及び各学部に設置されており，工学部や農学部では，国際的に通用する技術者教育プログラムを認定する日本技術者教育認定機構（JABEE）に対応する教育改善組織を独自に設け，教育課程や教育方法等を点検評価し，教育の改善を進めている。

基準３　教員及び教育支援者

本学は，大学設置基準に基づき，教育文化学部 13 修士講座，医学部２学科（４修士講座・11 博士講座），工学部６学科（16 修士講座），農学部５学科（11 学科目・９修士講座），農学工学総合研究科７博士講座を置いている。これらの講座等に所属する教員は，各学部等で最適・柔軟な教育を行えるように大講座制による等の教育組織に編制されている。また，博士課程の山口大学大学院連合獣医学研究科の構成大学になっており，他の構成大学の教員と連携して博士課程の教育・研究組織を編制している。なお，大学設置基準の改正に伴う課程学科目制の見直しを平成 18 年度に行い，現状を維持していくことを確認した。

教員の状況は，各学部，研究科とも設置基準を満たし，学士及び大学院課程教育が有効に遂行できる教員組織となっている。

大学の目的に応じて教員組織の活動を活性化するため，様々な特性を持つ教員の採用に努めている。年齢構成のバランスに配慮する一方で，企業や他機関等での経験を有する教員などの採用に努めている。女性教員や外国人教員の数は多くないが，適切な候補があれば積極的に採用する方針である。教員の採用は原則として公募制に基づいている。任期制については，医学部では採用・昇任時から全員に適用し，他学部においても限定的ではあるが導入を決定している。

本学の教員の採用基準は,「国立大学法人宮崎大学教員選考規程」に基づき,各学部において明確に定められ,適切に運用されている。本学では，学士課程・大学院課程における教育研究上の指導能力を考慮して，教員の採用を行っている。教員の個人評価については，基本方針と実施細目を制定し，平成 18 年度から各学部で試行している。全学的試行に先立ち工学部では，３年間の教員の個人評価を平成 18 年度に実施し，面談を含め個人の活動状況の掌握に努め，一部教員に必用なアドバイスを行い，その評価結果等を学長に報告した。教育文化学部でも教員個人による教育活動を含む自己点検・評価を組織的に実施している。また，学生による授業評価アンケート，FD 研修会・懇談会，グループ懇談会や授業公開などを通して教員の教育活動に対する定期的な評価を組織的に行い，教育の質の向上に努めている。

各教員は，教育の目的を達成するための基礎として，関連する研究活動を行っている。その研究成果を学士課程及び大学院の教育に反映するよう，個々の教員の担当授業の決定に当たっては，当該教員の研究活動における専門性を十分配慮している。

事務職員が学生の教育研究面を含め，学生の様々な支援にあたっている。また，技術職員やＴＡによる授業補助体制も整えられ，きめ細やかな教育の実現を助けている。

基準４　学生の受入

本学は，基本理念に基づいて，求める学生像や入学者選抜方法の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定め，学生募集要項，ホームページ等により，広報に努めるとともに，オープン

キャンパス，高等学校訪問等を通して積極的に高校生，高校教師等への周知徹底に努めている。オープンキャンパスの参加者や入学生を対象とする調査において，回答者の７割程度より「アドミッション・ポリシーがほぼ理解できた」との回答を得ている。大学院においても，学部同様にアドミッション・ポリシーを定めている。

学生の受け入れにおいては，アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜試験を実施し，同ポリシーに沿った判定基準によって総合的に判定している。その結果順調に学生を確保していることは，アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れが実質的に行われたことを示す。また，このアドミッション・ポリシーにより，留学生，社会人及び編入学生を対象とする特別選抜も実施している。特別選抜においては，各々の学習履歴を考慮した多様な選抜方法により，これら学生を積極的に受け入れている。大学院においても，これらの状況は同様であり，留学生，社会人の選抜は，一層柔軟に実施している。

入学者選抜の実施体制を定め，責任組織とその任務を明確にしている。この体制の下で，問題作成，問題点検，試験の実施，答案の採点，採点の集計，合否判定の各々を独立して実施することにより，公正な入学者選抜を行っている。大学院においても，学部の入学者選抜に準じた実施体制を定め，公正な選抜を実施している。

入学者選抜方法について，年度，学科・課程ごとの学生の入学試験時の状況，在学中の状況等を継続して，総合的に調査研究し，アドミッション･ポリシーに沿った学生の受け入れが実現しているか検証を行っている。この検証に基づいて問題点等の分析を行い，必要に応じて改善を行っている。入学者選抜方法等の変更は，このような調査研究に基づいて行っている。

過去５年間の学科・課程ごとの入学者数はほぼ定員に等しく，大幅に上回ったり，逆に大幅に下回ったりしていない。大学院全体としては，入学者数が定員を上回るか，90％を下回らない状況であり，定員と入学者数との関係は概ね適正である。一部の専攻で定員を下回っていたが，入学者を広く受け入れるための選抜方法の改善や大学院進学の意義を在学生に積極的に示すなど，努力を重ねることで徐々に入学者を増やし，改善が図られてきている。

基準５　教育内容及び方法

【学士課程】

本学の教育目標「人間性の教育」,「社会性・国際性の教育」,「専門性の教育」及び本学の教育課程の編成方針に基づき，教育課程を「共通科目」と「専門科目」により編成している。共通教育には，大学や社会で必要とされる知的技法や身体能力を身につけるための科目群，幅広く深い教養，総合的な判断力，豊かな人間性の涵養を目指す科目群を設けている。この中に「生命科学」および「環境科学」を配置し、本学の特徴ある科目としている。

専門教育では，各学部の教育目標に応じて専門基礎科目から，より専門性の高い科目へと体系的に教育課程を編成している。学部の特性に応じて，授業に演習や実習を適度に組み合わせ，メディア教材を用い，対話討論を重視することで，具体例に基づく理解ができるよう工夫に努めている。また，演習・実験・実習においては，大学院生をアシスタントに雇い，学生１人一人への個別指導を実現し，丁寧な学習指導に努めている。担当教員は，研究活動を通して得た最新の学術成果を活かし、授業内容の充実に努めている。

他学科・他学部の科目履修，他大学との単位互換，編入学制度を定めるなど，学生の多様なニーズに応える一方で，履修単位科目登録の上限単位の設定やクラス担任制・少人数教育制度などを定め，無理のない履修を勧め，学習に対するアドバイスができるよう努めている。

授業内容・計画，成績評価基準，成績評価方法などを授業の目的や目標と伴に明記したシラバスをホームページで公開し，学生がいつでも閲覧することで，授業科目の詳細を知ることができるよう工夫している。

また，シラバスに明記した成績評価基準や卒業認定基準は，新入生ガイダンスや最初の授業において学生に説明している。成績評価に対して学生が異議を申し立てられることをキャンパスガイド（学生便覧）に明記し，

学生の申立があれば対応することで，成績評価の正確性に努めている。

【大学院課程】

博士前期課程および修士課程に関しては，全研究科とも各専攻の教育理念・目標を明確に定め，それに従った授業科目を配置するとともに，農学研究科，工学研究科，医学系研究科においては研究科の各専攻に共通の科目を設定することで，研究科の共通理念に基づく科目も設定している。また，工学研究科では農工連携・医工連携により異分野融合型の履修モデルを設定している。博士後期課程および博士課程においては，専攻や部門ごとに必要な科目を設定している。

すべての研究科において教員の研究分野は担当する授業内容にかかわっている。また，教員の人事の際に，教員の研究分野が予定されている担当科目と一致しているかを含め審査している。

シラバスについては，各研究科において，教育課程の編成の趣旨に沿って適切に作成されており，講義開始前に配布・説明がなされている。なお，授業での活用については改善の余地がある。

研究指導について，各学生に対して指導教員が決められ，学生は研究課題の設定から論文作成及び成果のプレゼンテーションまで直接指導を受ける。全ての博士課程（博士後期課程）及び大半の修士課程では，複数教員による指導体制を取っている。

成績評価基準や修了認定条件は，学務規則ならびに各研究科規定において定めている。これらの成績評価基準，単位認定及び修了要件は，各学部のキャンパスガイド（学生便覧）等を配付及びWeb上に公開することにより，学生に周知している。単位認定及び修了の判定は，学士課程同様に，基準及び要件に基づいて行っている。

基準６　教育の成果

本学では，「宮崎大学の目的及び使命」及び「大学院課程の目的」に沿って，学生が身に付ける学力，資質・能力や養成しようとする人材像等について方針を定め，ホームページや学部・研究科案内等で公表し，周知している。教育の成果・効果に関する点検・評価は，教務に関係する委員会，自己点検・評価委員会，教育改善に関係する委員会及び就職委員会が行っており，進級，卒業（修了）の判定，単位認定，授業評価アンケート，就職状況，卒業（修了）生，雇用先へのアンケート等を通して達成状況を検証している。

卒業（修了）率は，ほぼ90%に達しており，適切な教育・指導が行われていることを示す。医師，看護師，獣医師国家試験についてはいずれも概ね90%の高い合格率で推移し，また，専門性に応じた教職免許や技術資格を取得している。大学院課程では，研究活動の成果が学会発表や学術論文としての投稿につながっており，大学院生による学会発表や学術論文の実績から教育の成果や効果は上がっていると判断できた。

単位取得状況に関しては，適切な教育指導により，学士課程，大学院課程ともに合格率は80%以上に達している。なお，大学院課程の秀又は優の評定の割合は，学士課程に比べてかなり高い。

「学生による授業評価」で，いずれの学部・研究科においても授業に対する理解度及び満足度について高い評価を得ている。また，大学院課程における学習到達度に関するアンケート調査も良好な結果を示している。

就職・進学率は，ほとんどの学部及び全研究科で概ね90%で推移し，いずれの学部においても70%以上の学生が，専門に関連する分野へ就職している。教育文化学部では，地方における教育職員採用数の減少という厳しい状況にもかかわらず，採用率において一定水準を保っている。また，大学院進学希望者の70%以上は本学大学院に進学している。

卒業（修了）生や，これらの学生を受け入れた就職先等への調査では，教養教育について，総合的に「良い・十分」と評価する割合は高く，専門教育についても「充分身に付けている」等の評価を得ている。なお，一部については厳しい評価もあり，継続的な自己評価と改善の努力が必要である。

基準７　学生支援等

授業科目及び専門，専攻の選択を含む履修については，入学時および新学期のオリエンテーションできめ細かく指導している。さらに，一部の学科では，学外合宿研修で大学生活のガイダンスを実施している。その後も，グループ担当または担任制を柱にオフィスアワー，電子メール等を活用して，学習相談・助言を継続的に行っている。

教育関連設備，授業内容などについての学生のニーズを把握するため，学生生活実態調査，学生による授業評価，「学生なんでも相談室」への要望，意見箱への投書などによって多方面から意見を収集している。本学の特徴的な取組として，「とっても元気！宮大チャレンジ・プログラム」により学生の創造的な企画を募集・選考し，経費を援助して学生の自主的学習活動を支援している。

留学生等に対する日本語等の授業科目の充実やチューター制度，学習環境の整備，研究科の社会人に対する夜間開講や遠隔指導の導入，障害のある学生に対する障害に応じた対応により，特別な支援を必要とする学生への学習支援にも十分努めている。

自習室等の自主的学習環境や情報機器を整備し，学生はこれらを効果的に利用している。また，学生サークル活動などの課外活動に対して顧問教員を配置して指導・助言を与えたり，活動のための施設の整備や運営資金の一部を補助して円滑な運営を支援したりするなど，課外活動が円滑に行われるよう適切な支援を行っている。

学生の勉学を支える経済援助として，奨学金制度や授業料・入学料免除制度を充実するとともに，寄宿舎などの住居に関する学生支援も適切に行っている。

安全衛生保健センターにカウンセラーを配置し，健康相談やカウンセリングに応じる体制を整備し，学生に十分活用されている。学生支援課に「学生なんでも相談室」及び「就職支援室」を設置し，生活，進路等の相談に応じている。さらに，各学部に就職・進路担当の教員を配置し，進学や就職に関する指導，相談，助言など，きめ細かく行っている。就職活動への支援をより強化するために，「就職支援室」にキャリア・アドバイザーを配置して対応している。各種ハラスメントの相談のために，相談員 30 人による体制を整えている。学生生活実態調査等に基づいて，学生のニーズを汲み上げ，これらの活動に活かしている。

特に，留学生に配慮して「国際連携センター」を整備し，『留学生ハンドブック』の配布など様々な支援を実施している。また，障害のある学生に配慮して，バリアフリーなど環境を整え，障害の種類や程度に応じた学習・生活支援を行っている。

基準８　施設・設備

本学は，大学設置基準に充分に適合する校地と校舎を保有しており，本学の目的に沿って，講義室，研究室，実験・実習室，ゼミ室等を整備している。すべての講義室には，冷暖両用空調設備を設置し快適な教室環境を整備しており，ほとんどの講義室に液晶プロジェクターを備え，講義に活用している。なお，各学部の講義棟，実験研究棟などには，身障者等の利用を考慮したエレベータ，スロープ，多目的トイレを設置しており，バリアフリー化にも対応している。

学内情報ネットワークは，各学部・部局等のネットワークをギガビットイーサネットワークとATMの多重化された基線で結び，また，学内に合計38ヶ所に無線LANのアクセスポイントを設け，ネットワーク環境を整備している。

学内の各施設・設備については，運用方針等を明確に定め，すべてホームページか，冊子で公表しており，大学構成員に周知している。特に学生には，全員に配付する「キャンパスガイド（学生便覧）」に学生生活，教育研究を行う上で必要な施設について利用案内等を掲載し周知を図っている。

附属図書館は，蔵書（図書600,989冊，雑誌14,291種類）など教育・研究上必要な資料を系統的に整備してお

り，図書，学術雑誌，視聴覚資料等を適切に管理し，利用者ガイダンス等を行い，多様なサービスを提供している。

基準９　教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育活動の実態を示す学生の受講科目および成績は，学務情報システムを用いて電子的に収集し，蓄積している。シラバス，各学位論文等は各学部・各研究科が定めた体制で収集・保管している。平成 16 年度からは試験答案等の授業に関する資料，教育改善活動の記録も組織的に収集・保管している。また，種々の外部評価報告書，自己点検・評価報告書を電子化して蓄積し，大学のウェブページで公開している。

学生の意見は，「学生による授業評価」や「学生生活実態調査」等により，全学で組織的・定期的に収集している。授業評価の結果については，科目担当者に返却し，担当者の自己点検・評価，授業改善及び学部，学科，課程等での組織的な教育改善に用いている。生活実態調査などで収集した意見も，教育環境の改善等に反映させている。

国立大学法人評価委員会の指摘，外部評価，JABEE などの学外関係者からの意見等を求め，教育の改善を実施している。また，共通教育，学部の専門教育について，卒業（修了）生や学生の就職先関係者の意見を求め，各種の自己点検・評価報告書に反映させている。さらに，地域の高校教員などを対象に学外関係者の意見を把握するための様々な取り組みを行っている。

教育に関して，計画・実施・検証・改善からなる，継続的な教育改善を行う全学的なシステム（PDCA サイクル）を整備している。学部・研究科等及び学科・課程にも同様な組織を整備しており，これらの組織が連携して，評価結果を基にした教育の改善に努めている。

個々の教員は，学生による授業評価，FD（ファカルティ・ディベロップメント）研修会や教員間の意見交換会等における他教員からの評価，外部評価等の結果に基づいて，授業内容，教材，教授技術等の継続的改善に努めている。

FD に関する全学組織と学部等の組織が連携を図り，学生や教職員のニーズを収集・分析し，学外における高等教育コンソーシアム宮崎主催の FD 研修会を含め，適切な FD 研修会等を実施している。また，学科・課程・教員グループで授業改善のための意見交換会を開催している。FD 活動は学士課程と大学院課程を特に区別していないが，競争的資金を活用した大学院固有の活動を行っている研究科もある。大学院 FD の体制を整え，今後一層大学院 FD を強化する。

教育支援者や教育補助者の資質の向上を図るため，初任者研修，職階別研修，業務別研修，語学研修，他大学との相互研修や，授業前指導等を適切に行っている。

基準 10　財務

本法人の資産は，国から法人化以前の土地・建物等の出資を受けており，財源についても運営費交付金等を継続的に措置されている。また，適正な学生数による学生納付金あるいは外部資金等により継続的な収入を確保することで，安定した教育研究活動ができる財政基盤の充実に努めている。

収支に係る計画等については，学内諸会議における審議を経て，適切な計画等を策定しており，大学のホームページにより関係者に明示されている。また，学長は予算及び収支計画等に基づき，教育研究活動に弾力的かつ適正に資源配分している。さらに，教育・研究の推進のための重点化を図るなど，適切な資源配分に努めている。

財務諸表等は，文部科学大臣の承認後，官報に公示され，監事及び会計監査人の報告書とともに閲覧に供し，大学のホームページに掲載するなど適切な形で公表している。また，財務に対する会計監査として，本法人規則及び法令に基づき内部監査，監事監査及び会計監査人監査を適正に実施している。

基準 11　管理運営

管理運営組織として，国立大学法人法の規定に基づき役員会，経営協議会及び教育研究評議会を設置している。また，学長のリーダーシップのもとに機動的戦略的な大学運営を推進するために，学長を補佐するための理事５名及び副学長２名を担当分野及び所掌範囲を定め適切に配置している。さらに，業務監査及び会計監査を担当する監事２名を配置している。

これに加え，本学の運営及び教育研究に関する事項を具体的に審議検討するために，30 の全学委員会が設置され，適切に機能している。

学生，教職員及び学外関係者のニーズを把握し適切な形で管理運営に反映するよう努めている。また，学生からの意見・要望等については，学生生活実態調査を実施しているほか，大学会館と各学部に意見箱を設置するとともに，本学ホームページ上にも「意見箱」を設けている。

監事は，広範な学内業務に渡って監査を確実に実施しており，結果を学長に報告し，学長はこの結果に基づき改善措置を講じている。

学長はじめ役員等管理運営に携わる幹部職員は，その資質向上を図るため，国立大学協会及び国立大学財務・経営センター等の主催するセミナー及びシンポジウム等の各種研修に積極的に参加している。

本学の管理運営に関する方針は，「国立大学法人宮崎大学基本規則」や「中期目標・中期計画」に明確に定め，管理運営に関わる委員や役員の選考，採用に関する規程や方針等及び各構成員の責務と権限についても学内規則等で整備し，それらを管理運営に反映している。

本学の管理運営組織及び各部局等の組織において，適切な意思決定を行うために使用される本学の理念・目的，計画，及び活動状況に関するデータや情報は，全学及び各部局等の Web サイトに掲載され，本学の構成員が必要に応じてアクセスできるシステムが整備されている。

本学では，自己点検・評価の実施体制について，役員会，評価室が中心となり学内体制の整備を進めている。特に，国立大学法人評価については，中期計画の年度評価を毎年行うことから，学校教育法で定められた自己点検・評価と位置付け，中期目標・計画ごとに実施・責任体制を明確にし，自己点検・評価を組織的に行っている。さらに「宮崎大学評価規程」を制定し評価結果を改善に反映させることを明文化する一方，評価結果を改善に結びつける組織業務体制（PDCA システム）を整備し，評価結果に基づいて，大学の目的達成に向けた改善を組織的に行っている。